

鳥取県食育推進計画 (第4次)

食を通じて健やかに「生きる力」を育むために



令和6年度～11年度

鳥 取 県

目次

第1章 計画作成にあたって	・・・	1 頁
1 計画の趣旨（理念）		
2 計画の位置づけ		
3 計画の期間		
第2章 鳥取県のこれからの食育	・・・	2 頁
1 目指す姿		
2 基本方針		
第3章 今後の取組に向けた県の推進方策	・・・	4 頁
1 県の果たす役割と具体的な取組		
2 推進体制		
第4章 関係者に期待する役割と具体的な取組	・・・	7 頁
1 家庭で取り組むこと		
2 保育所・幼稚園・認定こども園が取り組むこと		
3 学校（幼稚園を除く）が取り組むこと		
4 生産者団体が取り組むこと		
5 食品事業者が取り組むこと		
6 地域の団体等が取り組むこと		
7 市町村が取り組むこと		
8 職場で取り組むこと		
第5章 計画の点検・評価	・・・	13 頁

参考資料

- 1 「鳥取県食育推進計画（第4次）」目標値の出典
- 2 「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）」目標値の達成状況
- 3 鳥取県における食をめぐる現状
- 4 「鳥取県食育推進計画（第4次）」作成経過
- 5 関係法令（抜粋）

表紙写真出典「鳥取県食育推進活動知事表彰事例集」

上段左：平成30年度受賞活動「やさいで元気いっぱい活動」港ベジターズ

上段右：令和元年度受賞活動「菜園で育む「人と共に食を喜び合うところ」」智頭町立ちづ保育園

中段右：令和2年度受賞活動「郷土料理がつなぐ「人と人とのつながり」」日南町食育推進協議会

中段左：令和3年度受賞活動「絵本のごちそうの日」鳥取福祉会保育部給食部会

下段右：令和4年度受賞活動「野菜の種はどこにある？～子どもの”不思議”に寄り添って～」育成保育園

下段左：令和5年度受賞活動「“もったいない”に気付く食育」かいけ心正こども園

第1章 計画作成にあたって

1 計画の趣旨（理念）

鳥取県では、平成16年3月に『とっとりの食』行動計画」を策定し、全国に先駆けて食に関する取組を開始しました。

平成17年に食育基本法が施行されたことで、全国的に食育が推進されるようになり、鳥取県においても、『とっとりの食』行動計画」を見直して、平成20年4月に「食のみやことっとり～食育プラン～」を策定し、現在に至るまで評価・改定を重ねながら食育を総合的かつ計画的に推進してきました。

その結果、各団体や行政等により様々な分野で食育取組は継続・充実してきており、地産地消を知っている子どもが増えるなど、食育は着実に進展しています。一方で、主食・主菜・副菜の揃った食事をする県民が横ばいであるなど、本県における課題は残されています。

国の食育推進会議は、令和3年3月に第4次食育推進基本計画を策定し、「生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進」、「持続可能な食を支える食育の推進」、「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進」の3つの重点事項を柱に、食育に関係する各主体が相互の理解を深め、連携・協働し、国民運動として食育を推進することとしています。

また、国連が掲げているSDGs（持続可能な開発目標）には、「目標2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する」、「目標12. 持続可能な消費生産形態を確保する」などの食育と関係が深い目標があります。

そこで、鳥取県におけるこれまでの取組の評価や国の動きを踏まえ、「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」の改定を行い「鳥取県食育推進計画（第4次）」を策定しました。引き続き、関係者同士が協働しこれまでの取組を継続するとともに、SDGsの考え方や、新たな日常に応じた手法、職域との連携、子どもを通じた保護者世代へのアプローチを重視し、食育の更なる推進を図っていきます。

食に関する課題を解決するためには、県民一人ひとりが「食」の持つ意味を今一度しっかりと認識し、日々の生活の中での様々な活動や学習、経験を通じて、自ら主体的に健全な食生活を実践できる知恵と力を習得していくことが必要です。

「鳥取県食育推進計画（第4次）」は、未来を担う子どもたちはもとより、全ての県民が、この豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれた鳥取県で、食を通じて健やかに『生きる力』を育み、心身ともに充実した生活を実現できるよう、県と県民の皆様が手を取り合って食育を推進していくためのひとつの指針となるものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、食育基本法（平成17年法律第63号）第17条第1項に基づく「食育の推進に関する施策についての計画（食育推進計画）」として、また、地域資源を活用した農林漁業者による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第41条第1項に基づく「地域の農林水産物の利用の促進についての計画（促進計画）」として位置づけています。

なお、鳥取県健康づくり文化創造プラン、鳥取県がん対策推進計画、鳥取県廃棄物処理計画（鳥取県食品ロス削減推進計画）、鳥取県消費者教育推進計画、鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画等との整合性を図り、推進していきます。

3 計画の期間

6年間（令和6年度から令和11年度まで）

第2章 鳥取県のこれからの食育

1 目指す姿

食を通じて健やかに「生きる力」を育み、
心身ともに充実した生活を実現する

2 基本方針

鳥取県のこれからの食育は、次の2つを基本に推進する。

豊かな人間性を育む食育～「生産・料理・共食」の実践～

私たちが毎日とっている食事は、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となるものです。

家庭や地域で家族や友人と一緒に囲む食卓は、人と人を結ぶ大事なコミュニケーションの場であり、食を通じたコミュニケーションにより心の豊かさを育むことができます。

五感すべてを使う栽培、収穫、料理などの体験を通じて、自分の手で成し遂げる喜びを積み重ねることで「生きる力」の基礎を育んでいます。

また、体験を通じて、食べることは命を受け継ぐことであることを実感し、「食」や「食」を支えるすべての人、自然の恩恵に対する感謝の心を養うことができるとともに、生産から消費まで「食」の循環について理解し、食品ロスの削減や環境負荷の少ない食品選択など環境にも配慮した食育にもつながっていきます。

私たちの食生活は、地域の気候・風土、伝統を背景に育まれてきた文化でもあり、伝統料理や郷土料理を次世代に伝えていくことが必要です。

さらに、食に関する正しい知識を習得し、実践することで、「知識」を「知恵」や「技術」として的確に活用する力を身につけることができます。

食パラダイス鳥取県を活かした食育

鳥取県は、豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれていて、県内各地で米・野菜・果物・畜産物などをバランスよく生産しており、全国的にも有名な特産物が多くあります。また、水産業も各地で盛んに行われており、中でも境港は全国でも有数の漁業基地として知られています。

このような豊富な食材を使った地域独自の食文化や郷土料理がたくさんあり、伝統活動が盛んに行われています。

さらに、都市部に比べて、農林水産業の現場と消費者との距離が近く、食を身近に感じる可以说是といった利点もあります。食農教育や、生産者と消費者の交流等を通して食とそれを支える農林水産業の関わりについて理解を深めることは、持続可能な食料需給へもつながります。

※「食パラダイス鳥取県」：2023（令和5）年度から展開している新たなブランド戦略。魅力的で世界に誇るべき本県の“食”を様々な産業や地域との連携により磨き上げ、国内外に積極的にアピールし、販路拡大、誘客促進、食文化育成などを推進し、本県の“食”のステージアップを図ることとしている。

※「食農教育」：一般的な食育活動に加えて、「食」とそれを生み出す「農業等」について、体験し、学ぶことをいう。

（例）農林水産業に関する体験活動、地域の食材とそれを通じた食文化やその産地の歴史的背景等を学ぶ、生産者と消費者の交流活動 など

食を通じて健やかに「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実現する

基本方針

- ◎豊かな人間性を育む食育～「生産・料理・共食」の実践～
- ◎食パラダイス鳥取県を活かした食育

県民みんなで実践する5つの重点目標と14の目標

重点目標

ライフステージに応じた健全な食習慣を実践する

食に対する感謝の心を養う

食の循環や環境を意識した活動を実践する

豊かな食文化を継承する

食に関する情報を適切に活用する

目標

家庭や地域で家族や友人と楽しく食卓を囲む

主食・主菜・副菜を揃え健康に配慮した食事をする

1日3食、規則正しくよくかんで食事をする

食農教育等を通して食とそれを支える農林水産業の関わりを理解する

食事づくりや準備に関わる

食事のあいさつを実践する

環境等に配慮した農林水産物・食品を選ぶ

食べきり運動等により食品ロスの削減を行う

地元のおいしい食材の良さを学び活用する

地域の郷土料理を学び、継承する

とっとりの食を情報発信する

食の安全や栄養について正しく理解し活用する

食品表示を参考に食品を選択する

※ローリングストックの理解と活用により災害時の食に備える

図1 鳥取県のこれからの食育

※「ローリングストック」とは、普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考慮して古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法。

第3章 今後の取組に向けた県の推進方策

1 県の果たす役割と具体的な取組

(1) 県の果たす役割

県民一人ひとりが重点目標を実践していくためには、住民に身近な食育活動が地域で定着し、充実していく必要があります。

そのため、市町村や地域で行われる活動を支援することを県の果たす役割の基本方針として位置づけました。

具体的には、①地域が行う食育活動指導者の育成（体制づくり）、②各団体・地域のネットワークづくり、③食育に関する情報提供などを行い、県及び関係機関が連携して食育に取り組んでいきます。

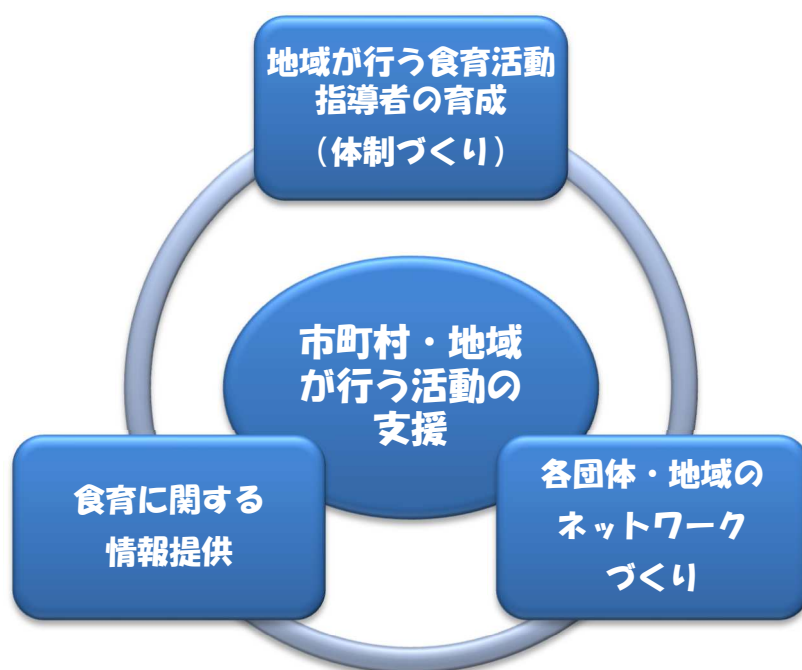


図2 県の果たす役割

(2) 具体的な取組

県民が重点目標を実践できるよう、次の取組を行います。

①食育の総合的な推進を図るための取組

- 県食育推進計画の策定・推進
 - ・「健康を支える食文化」専門会議、食育推進関係課会議
- 食育推進体制の充実
 - ・食育に関する情報発信・情報提供
 - ・食育活動指導者の育成、連携強化

②各分野における食育の推進を図るための取組

●食を通じた健康づくりや生活習慣病予防対策の推進

- ・ライフステージに応じた食と健康の関わりに関する正しい知識の普及
- ・官民連携による健康的な食生活を実践しやすい食環境の整備
- ・栄養改善指導者・食育活動団体等の育成・支援
- ・食育やフレイル予防、介護予防との連携による口腔機能の獲得、維持・向上する取組の推進
- ・職域と連携した青年期・成人期への積極的なアプローチ
- ・災害時も健全な食生活を継続するための食の備えの推進

(健康医療局健康政策課)

●子どもの居場所（こども食堂等）による共食の推進

- ・こども食堂等における食生活改善推進員等と連携した食育の推進
- ・こども食堂等の活動についての積極的な情報発信、PR

(子ども家庭部家庭支援課)

●子どもの生きる力の育成と教育の充実

- ・保育・幼児教育における食育の充実
- ・体験活動を通じた豊かな人間性の育成

(子ども家庭部子育て王国課)

●食品ロス削減の推進

- ・食べきり運動等による食品ロスの削減
- ・幼少期からの食べものを大切にする意識の醸成
- ・余剰食品等の有効活用の促進

(自然共生社会局循環型社会推進課)

●食の安全の確保にかかる相互理解の促進

- ・食品関連事業者等の適正な食品表示のための支援
- ・食品の表示や安全に関する知識の普及

(くらしの安心局くらしの安心推進課)

(健康医療局健康政策課)

●食品購入にかかる「思いやり消費（エシカル消費）」（人や社会、環境への配慮など、商品やサービスの背景にある社会的価値を考えた消費活動）の理解促進

- ・思いやり消費に関する知識の普及
- ・思いやり消費の実践環境の整備促進

(くらしの安心局消費生活センター)

●地元農林水産物や食と農林水産業の関わりへの理解促進

- ・食農教育などの農林水産業に関する体験活動の推進
- ・有機・特別栽培農産物に対する消費者理解の促進
- ・食料の安定供給・食料自給率に関する県民意識の醸成

(農林水産政策課〔農林水産部各課（室）〕)

●食パラダイス鳥取県の推進、県産食材の活用促進

- ・郷土の食を理解し継承するための取組支援
- ・生産者のこだわり、商品の良さなどのとっとりの食の効果的な情報発信、PR
- ・命の大切さを伝える食育活動の促進（ジビエの活用等）

（市場開拓局食パラダイス推進課）

●学校における食育推進体制の整備

- ・食に関する指導の充実
- ・栄養教諭・学校栄養職員の資質向上
- ・学校給食における県産食材の活用促進

（教育委員会体育保健課）

2 推進体制

食育を総合的かつ計画的に推進するために、引き続き、『健康を支える食文化』専門会議を設置し、食育に関わる関係者の意見を取り入れながら、本計画を推進します。

県庁内でも「食育推進関係課会議」を定期的に行い、県組織においても連携・協力しながら取り組みます。

圏域における個別具体的な課題に対しては、各圏域の地方機関等が意見交換及び食育交流会等を開催し、ネットワークづくりを進めながら解決に取り組みます。

第4章 関係者に期待する役割と具体的な取組

食に関わる取組を効果的に実践するためには、県だけではなく、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、生産者団体、食品事業者、職場、地域の団体等、市町村がその役割と特性を活かすことが不可欠です。

食育は一人ひとりが主体的に取り組み、家庭で実践することが基本であり、関係者は様々な機会を活用して、家庭での実践を応援していくことが必要です。

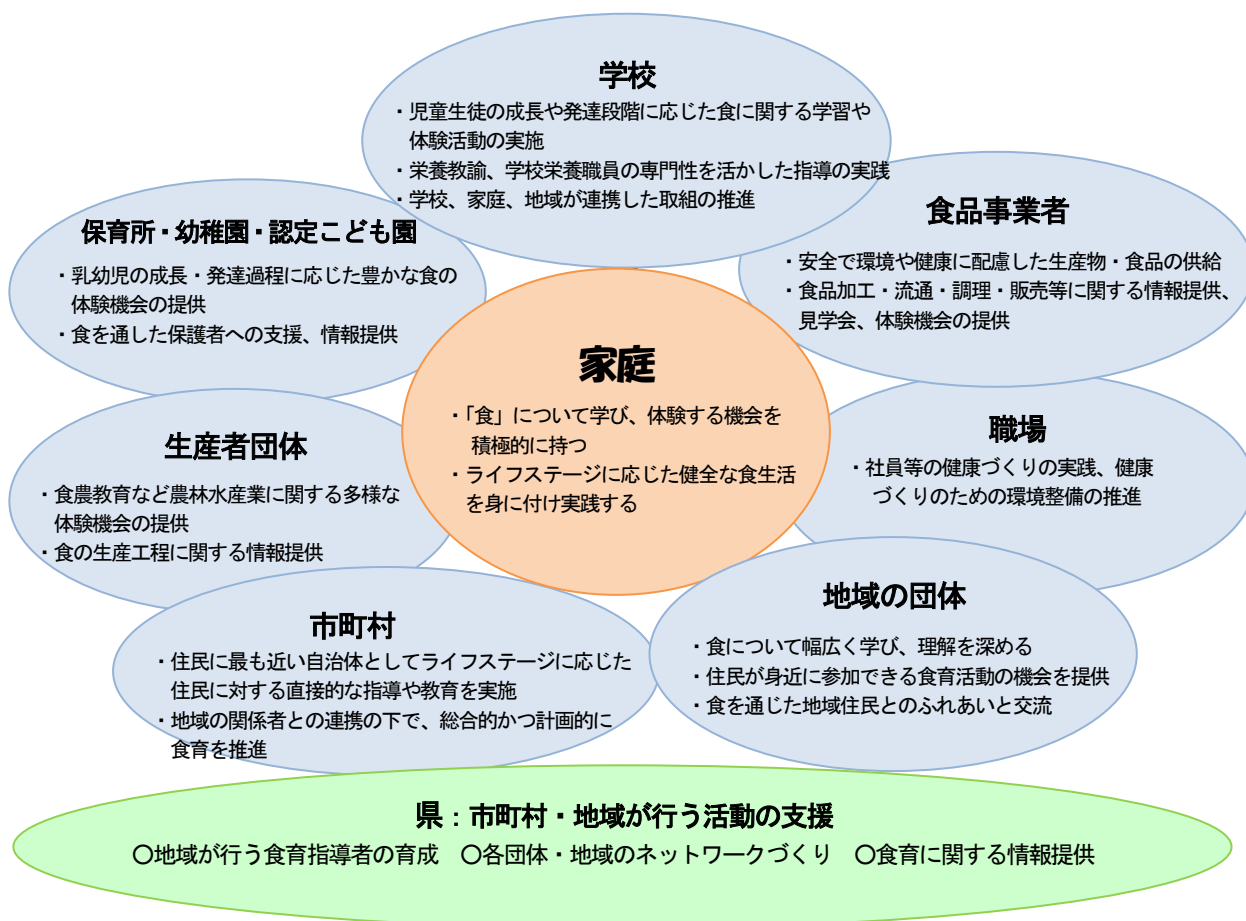


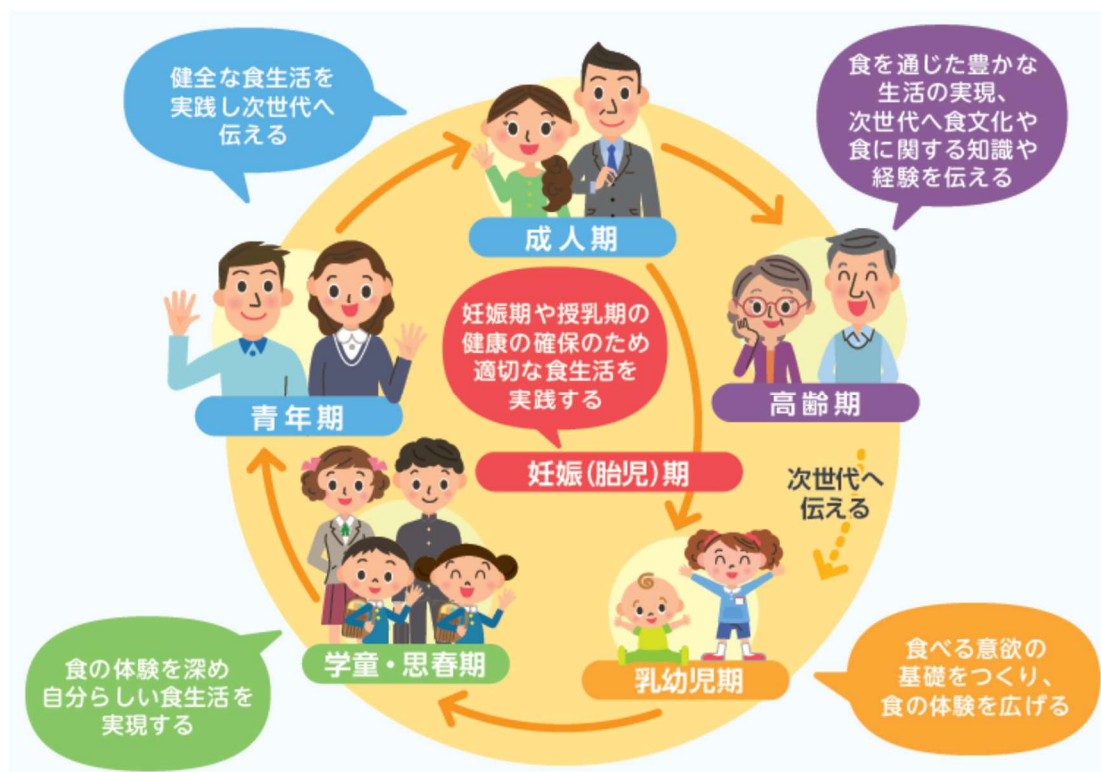
図3 県及び関係者の役割

1 家庭で取り組むこと

- 「食」について学び体験する機会を積極的に持つ。
- ライフステージに応じた健全な食生活を身につけ実践する。

<具体的な取組例>

- ・食卓を楽しく囲む家族や友人との団らん
- ・食事の挨拶の実践（「いただきます」「ごちそうさま」）
- ・正しいマナー・作法で食事をする（箸の持ち方、姿勢、配膳方法等）
- ・規則正しい生活リズムを身につける～早寝・早起き・朝ごはん～
- ・栄養のバランスのとれた食事をする～主食・主菜・副菜を揃える～
特に高齢期では、たんぱく質を含む食品を意識し、3食しっかり食べる。
- ・ゆっくりよく噛んで味わって食べる
- ・家庭での料理の実践、料理講習会への参加
- ・家庭菜園、食農教育への参加
- ・食と健康、食の安全について学ぶ
- ・食材の買いすぎ、料理の作りすぎ防止による食べ残しの削減
- ・食材を無駄にしない調理方法の実践
- ・食品の生産背景や廃棄後の工程について学ぶ
- ・災害時も健全な食生活を継続するための食の備え



参考：第4次食育推進基本計画，農林水産省，2021

図4 それぞれのライフステージで大切にしたい食育の取組

2 保育所・幼稚園・認定こども園が取り組むこと

保育所では「保育所保育指針」、幼稚園では「幼稚園教育要領」、認定こども園では「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育及び保育の一環として食育計画を作成し、各施設で創意工夫し取り組む。

○乳幼児の成長・発達過程に応じた豊かな食の体験機会を提供する。

○食を通じた保護者への支援、情報提供を行う。

<具体的な取組例>

- ・季節や行事、地域の食文化を感じる給食の提供
- ・味覚や身体発育、口腔機能の向上・発達を促す給食の提供
- ・給食時の食事の挨拶の実践（「いただきます」「ごちそうさま」）
- ・ゆっくりよく噛んで味わって食事を楽しむ共食の実践
- ・菜園活動、幼児が主役のクッキング活動
- ・食育集会、食育教室の開催
- ・選果場、漁業施設、市場、直売所、スーパーマーケット等の見学
- ・食育だより、給食だよりの配付
- ・給食食材提供者や地域住民との交流会
- ・保護者の食に関する相談や援助
- ・保護者参観日等を活用した保護者への啓発
- ・食べものを大切にする心を育む環境学習

3 学校（幼稚園を除く）が取り組むこと

学習指導要領、学校給食法に基づき食に関する指導の全体計画を作成し、学校教育活動全体を通じて食育の推進を図る。

○児童生徒の成長や発達段階に応じた食に関する学習や体験活動を行う。

○栄養教諭、学校栄養職員の専門性を生かした指導を実践する。

○学校、家庭、地域が連携した取組を推進する。

<具体的な取組例>

- ・学校給食の充実（地場産物の利用、献立を教材とした食に関する指導、生産者との交流、郷土料理の提供）
- ・給食指導の充実（当番活動、食事の挨拶の実践、楽しく会食するための食事マナーの実践、十分な咀嚼）
- ・家庭科や体育科などの教科における食に関する学習（栄養を考えた食事、調理の基礎、食と健康）
- ・社会科や総合的な学習などにおける農林水産業についての学習
- ・特別活動における学習（学級活動、委員会活動、食育集会、食育教室）
- ・家庭や地域への啓発（食育だより、食育講演会、交流給食会、親子料理教室）
- ・食べものを大切にする心を育む環境学習
- ・思いやり消費の視点を踏まえた商品選択等に関する学習

4 生産者団体が取り組むこと

○食農教育など農林水産業に関する多様な体験機会を提供する。

○食の生産工程に関する情報を提供する。

<具体的な取組例>

- ・地域の食材とそれを通じた食文化や歴史的背景等に関する情報発信
- ・適切な食品表示による消費者への情報提供
- ・農林水産業に関する体験活動～栽培、飼育、収穫、漁業、養殖など～
- ・農林水産業に関する施設見学～農場、漁場、養殖場、選果場、市場など～
- ・生産者と消費者との交流会
- ・地元産食材の給食への提供
- ・地元の食文化の伝承活動
- ・地元食材を活用した加工食品の開発、販売
- ・規格外品の有効活用（フードバンクへの提供等）
- ・食材を無駄にしない保存方法や調理方法に関する情報提供

5 食品事業者が取り組むこと

○安全で環境や健康に配慮した生産物・食品を供給する。

○食品加工・流通・調理・販売等に関する情報の提供や見学・体験機会を提供する。

<具体的な取組例>

- ・適切な食品表示による消費者への情報提供
- ・健康に配慮した商品（料理等）の提供や、栄養成分表示等による健康的な食生活を実践しやすい食環境の整備
- ・地元産食材の積極的な利用・販売促進
- ・旬の食材や郷土料理の提供、消費者への情報提供
- ・地元食材を活用した商品開発、消費者への情報提供
- ・消費者が量を選択できる商品（料理等）の提供（ばら売り、少量パックによる販売、小盛りメニューの設定など）
- ・割引販売等による商品廃棄量の削減（期限間近の商品の割引販売等）
- ・余剰食品の有効活用（フードバンクへの提供等）

6 地域の団体等が取り組むこと

- 食について幅広く学び、理解を深める。
- 県民が身近に参加できる食育活動の機会を提供する。
- 食を通じた地域住民のふれあいと交流の場を持つ。

<具体的な取組例>

- ・料理教室や健康教室における栄養指導・食育指導
- ・食生活を支える口腔機能の向上・維持に関する知識の普及
- ・食の安全や健康に関する学習会
- ・郷土料理や地元産食材を利用した調理実習
- ・地元農林水産物についての学習会、体験活動
- ・生産者と消費者との交流活動
- ・郷土の食文化の伝承活動
- ・食品ロス削減に関する講習会
- ・フードバンク活動への参加
- ・こども食堂等における食生活改善推進員等と連携した食育活動
- ・災害時も健全な食生活を継続するための家庭における食の備えの普及

7 市町村が取り組むこと

- 住民に最も近い自治体として、ライフステージに応じた住民に対する直接的な指導や教育を行う。
- 地域の関係者との連携の下で、総合的かつ計画的に食育を推進する。

<具体的な取組例>

- ・健康診査や健康教室、離乳食講習会における食事相談
- ・食生活を支える口腔機能の向上・維持に関する知識の普及
- ・農林水産業に関する体験活動～栽培、飼育、収穫、漁業、養殖など～
- ・農林水産業に関する施設見学～農場、漁場、養殖場、選果場、市場など～
- ・郷土料理の学習会や調理実習
- ・地元食材の情報提供
- ・食育講演会の開催
- ・健康的な食生活を実践しやすい食環境の整備
- ・食品ロス削減に関する普及啓発、取組支援
- ・食育を推進するこども食堂等についての支援、住民への情報発信、PR
- ・地域の食育を進める人材の育成・活用
- ・災害時も健全な食生活を継続するための家庭における食の備えの普及

8 職場で取り組むこと

○社員等の健康づくりの実践、健康づくりのための環境整備を推進する。

＜具体的な取組＞

- ・特定健診・保健指導等の推進、健康経営マイレージ事業への参加等による社員及びその家族も含めた健康づくりを進める。
- ・食品ロス削減に関する普及啓発、取組の推進

第5章 計画の点検・評価

計画の進捗状況を客観的に把握できる指標を用いて取組の評価を行い、その改善につなげます。

また、食育の成果や達成度を客観的な指標で把握できるようにするため、主要な項目について、計画の最終年度を目途とした定量的な目標値を設定します。なお、目標値の達成のみにとらわれず、目指す姿、基本方針のもとで地域における食育を推進することとします。

食育の成果は、明らかになるまで10年以上の長期間かかるものもあるため、短期的な数値だけで評価するのではなく、長期的な視点で息の長い取組を推進していくことが必要です。

ライフステージに応じた健全な食習慣を実践する

指標 ※「成人」：20歳以上		現状	目標
家庭や地域で楽しく食卓を囲む県民の増加	(児童・生徒) (成人)	73.5% 71.9%	80%以上 80%以上
1日2回以上、主食・主菜・副菜の揃った食事をする県民の増加(成人)		53.4%	60%以上
高齢者のたんぱく質の摂取の状況 (15%エネルギー未達の者の減少)	(65歳以上男性) (65歳以上女性)	48.7% 37.9%	40%以下 30%以下
1日の食塩摂取量	(成人男性) (成人女性)	10.7g 9.2g	8g未達
1日の野菜摂取量	(成人) (20～50歳代)	293.4g 261.7g	350g以上 50g増加
1日の果物摂取量	(成人) (20～50歳代)	97.1g 55.8g	200g以上 50g増加
朝食を食べる県民の増加	(児童・生徒) (成人男性)	85% 82.7%	90%以上 90%以上
肥満傾向の子どもの減少	(小学校6年生) (中学校3年生) (高校3年生)	10.0% 8.9% 8.6%	7%以下 6%以下 6%以下
肥満者、やせの者の減少	(40～50歳代男性の肥満) (40歳代女性の肥満) (20歳代女性のやせ) (65歳以上男性の低栄養傾向) (65歳以上女性の低栄養傾向)	34.1% 31.0% 15.0% 11.7% 26.0%	25%以下 15%以下 10%以下 10%以下 24%以下
よくかんで食べる子どもの増加	(小学校5年生) (中学校2年生)	71% 59%	80%以上 70%以上

食に対する感謝の心を養う

指標 ※「成人」：20歳以上	現状	目標
学校の勉強や行事以外で料理を体験した子どもの増加 (児童・生徒)	79.5%	85%以上
家庭で食事をつくる県民の増加 (成人男性)	39.4%	45%以上
食事のあいさつをする県民の増加 (成人)	87.3%	95%以上
農業体験活動等による地域との交流に取り 組む学校数の増加	(小学校) 69% (中学校) 14%	75%以上 20%以上

食の循環や環境を意識した活動を実践する

指標	現状	目標
「思いやり消費」を実践する県民の増加 (18歳以上)	73.1%	80%以上
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の増加 (16歳以上)	82.5%	90%以上
食べきり協力店の登録数	133件	282件

豊かな食文化を継承する

指標 ※「成人」：20歳以上	現状	目標
地域の産物や旬の食材を意識して選ぶ県民の増加 (成人)	62.8%	65%以上
地産地消を知っている子どもの増加	(小学校5年生) 33% (中学校2年生) 82%	50%以上 90%以上
地域の郷土料理を定期的に食べる県民の増加 (成人)	31.0%	40%以上
学校給食用食材の県産品利用率	75.3%	80%以上

食に関する情報を適切に活用する

指標 ※「成人」：20歳以上	現状	目標
食中毒発生件数の減少 (アニサキス)	16件	7件以下
食品の表示を参考にして食品を選ぶ県民の増加 (成人)	54.0%	70%以上
ローリングストックを実践する県民の増加 (18歳以上)	45%	70%以上

参考資料

- 1 「鳥取県食育推進計画（第4次）」目標値の出典
- 2 「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」目標値の達成状況
- 3 鳥取県における食をめぐる現状
- 4 「鳥取県食育推進計画（第4次）」作成経過
- 5 関係法令（抜粋）

参考資料 1 「鳥取県食育推進計画（第4次）」目標値の出典

重点目標：ライフステージに応じた健全な食習慣を実践する

指標	家庭や地域で楽しく食卓を囲む県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(児童・生徒) 「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」(鳥取県家庭支援課) 小2、小5、中2、高2の割合 問「あなたは、大人の家族(兄弟、姉妹以外の家族)と一緒に夕食を食べますか」に「ほとんど毎日一緒に食べる」と回答した割合。	73.5%	80%以上
	(成人) 「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の割合 問「あなたは、ふだん家族や友人と楽しく食卓を囲む機会がどれくらいありますか」に「毎日」または「週に5、6日」と回答した割合。	71.9%	80%以上

指標	1日2回以上、主食・主菜・副菜の揃った食事をする県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(成人) 「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の割合 問「あなたは主食・主菜・副菜の揃ったバランスのよい食事をしていますか」に「毎食している」または「1日のうち2食はしている」と回答した割合。	53.4%	60%以上

指標	高齢者のたんぱく質の摂取の状況(15%エネルギー未満の者の減少)		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(65歳以上男性)	48.7%	40%以下
	(65歳以上女性)	37.9%	30%以下
	「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 15%エネルギー未満の65歳以上の割合 %エネルギーとは総エネルギー摂取量に占める割合。 「日本人の食事摂取基準(2020年版)」で定める65歳以上男女のたんぱく質の目標量(%エネルギー)は15~20%。		

指標	1日の食塩摂取量		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(成人男性)	10.7g	8g未満
	(成人女性)	9.2g	
	「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の平均値		

指標	1日の野菜摂取量		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(成人)	293.4g	350g以上
	(20~50歳代)	261.7g	50g増加
	「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の平均値、20~50歳代の平均値 漬物、野菜ジュースを含む野菜類。		

指標	1日の果物摂取量		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(成人) (20～50歳代)		97.1g 55.8g	200g以上 50g増加
「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の平均値、20～50歳代の平均値 ジャムを除いた果実類。			

指標	朝食を食べる県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(児童・生徒)		85%	90%以上
「食事と生活についてのアンケート(R3)」(鳥取県学校栄養士協議会) 小5、中2の割合の平均値 問「朝ごはんを食べていますか」に「毎日食べる」と回答した割合。			
(成人男性)		82.7%	90%以上
「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の割合 問「あなたは、ふだん朝食を食べますか」に「ほとんど毎日食べる」と回答した割合。			

指標	肥満傾向の子どもの減少		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(小学校6年生)		10.0%	7%以下
(中学校3年生)		8.9%	6%以下
(高校3年生)		8.6%	6%以下
「学校保健統計調査(R3)」(文部科学省) 各年齢の肥満傾向の子どもの割合 肥満傾向の子どものとは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、 肥満度が20%以上の者。 $肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 \times 100(\%)$			

指標	肥満者、やせの者の減少		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(40～50歳代男性の肥満)		34.1%	25%以下
(40歳代女性の肥満)		31.0%	15%以下
(20歳代女性のやせ)		15.0%	10%以下
(65歳以上男性の低栄養傾向)		11.7%	10%以下
(65歳以上女性の低栄養傾向)		26.0%	24%以下
「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 各年代の肥満、やせ、低栄養傾向の者の割合 肥満とはBMI $\geq 25\text{kg/m}^2$ 。やせとはBMI $< 18.5\text{kg/m}^2$ 。 低栄養傾向とはBMI $\leq 20\text{kg/m}^2$ 。BMI = 体重 kg / 身長 m^2			

指標	よくかんで食べる子どもの増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(小学校5年生)		71%	80%以上
(中学校2年生)		59%	70%以上
「食事と生活についてのアンケート(R3)」(鳥取県学校栄養士協議会) 各年齢の割合 問「ふだんから、よく噛むように意識して食べていますか」に「はい」と回答した割合。			

重点目標：食に対する感謝の心を養う

指標	学校の勉強や行事以外で料理を体験した子どもの増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(児童・生徒)	「令和3年度鳥取県青少年育成意識調査」(鳥取県家庭支援課) 小5、中2、高2の割合の平均値 問「これまでに学校の勉強や行事以外で体験したことがあるものを選んでください」に「包丁やナイフを使って料理をしたこと」を選んだ割合。	79.5%	85%以上

指標	家庭で食事をつくる県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(成人男性)	「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の割合 問「ふだん自ら調理し、食事をつくる機会がありますか」に「ほとんどない」以外を回答した割合。	39.4%	45%以上

指標	食事のあいさつをする県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(成人)	「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の割合 問「食事の際にあいさつをしていますか」に「まったくしていない」以外を回答した割合。	87.3%	95%以上

指標	農業体験活動等による地域との交流に取り組む学校数の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(小学校)	「学校の保健・安全・食育の取組状況調査(R4)」(鳥取県教育委員会体育保健課) 学校の割合 農業体験活動等による地域との交流を実施していると回答した割合。	69%	75%以上
(中学校)		14%	20%以上

重点目標：食の循環や環境を意識した活動を実践する

指標	「思いやり消費」を実践する県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
(18歳以上)	「消費生活に関する県民意識調査(R5)」(鳥取県消費生活センター) 18歳以上の割合 問「あなたが実行している「エシカル消費」は、次のどれですか。」に「実行していない」以外を回答した割合。	73.1%	80%以上

指標	食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(16歳以上) 「令和2年度県政参画電子アンケート「食品ロス」に関するアンケート」(鳥取県循環型社会推進課) 16歳以上の割合 問「あなたは、「食品ロス」が問題となっていることを知っていますか」に「よく知っている」「ある程度知っている」と回答した者で、問「あなたは「食品ロス」を減らすために取り組んでいることはありますか」に「ある」と回答した割合。	82.5%	90%以上

指標	食べきり協力店の登録数		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	鳥取県循環型社会推進課調べ(R4) 「食べきり協力店」とは、食品ロスを減らす取組を実践する飲食店や宿泊施設、食品を取り扱う小売店等で、「食べきり協力店」として登録された店舗等。	133件	282件

重点目標：豊かな食文化を継承する

指標	地域の産物や旬の食材を意識して選ぶ県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(成人) 「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の割合 問「あなたは、 ふだん 地域の産物・旬の食材を意識して選んでいますか」に「いつも選んでいる」「時々選んでいる」と回答した割合。	62.8%	65%

指標	地産地消を知っている子どもの増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(小学校5年生) (中学校2年生) 「食事と生活についてのアンケート(R3)」(鳥取県学校栄養士協議会) 各年齢の割合 問「 「地産地消」 という言葉を知っていますか」に「はい」と回答した割合。	33% 82%	50%以上 90%以上

指標	地域の郷土料理を定期的に食べる県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	(成人) 「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」(鳥取県健康政策課) 20歳以上の割合 問「あなたは、地域の郷土料理をどの程度食べますか」に「定期的に食べる(半年に2、3回程度)」と回答した割合。	31.0%	40%以上

指標	学校給食用食材の県産品利用率		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	鳥取県教育委員会体育保健課調べ(R4) 給食に使用した食材のうち地場産物が占める金額の割合について、6月、11月の各1週間分を県内7市町村を対象とした調査の結果。	75.3%	80%以上

重点目標：食に関する情報を適切に活用する

指標	食中毒発生件数の減少（アニサキス）		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	鳥取県くらしの安心推進課調べ（R4）	16件	7件以下

指標	食品の表示を参考にして食品を選ぶ県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	（成人） 「令和4年県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査」（鳥取県健康政策課） 20歳以上の割合 問「あなたは、食品を購入する際、原材料、原料原産地、アレルギー、栄養成分等の量等の表示を商品選択のためにどの程度参考にしていますか」 に「いつも参考にしている」「ときどき参考にしている」と回答した割合。	54.0%	70%以上

指標	ローリングストックを実践する県民の増加		
	出典	現状 (R5)	目標 (R11)
	（18歳以上） 「災害時の食の備えに関するアンケート(R4)」（(公社)鳥取県栄養士会） 18歳以上の割合 問「あなたのご家庭では、「ローリングストック法（循環備蓄）」を実践していますか」に「実践している」「十分ではないが実践している」と回答した割合。	45%	70%以上

参考資料2 「食のみやこととり～食育プラン（第3次）～」目標値の達成状況

9指標（11目標値）のうち、目標値に達したのは1つ、目標値に達していないが改善傾向にあるのは1つ、変わらないのは8つ、悪化しているのは1つであった。

重点目標と指標	策定時の 現状値 (H29)	評価時の 現状値 (R5)	目標値	評価
ライフステージに応じた健全な食習慣を実践する				
1日1回以上、主食・主菜・副菜の揃った食事をする県民の増加	88%	89.9%	95%	△
朝食を食べる県民の増加 (児童・生徒) (成人男性)	86% 76%	85% 82.7%	100% 90%	△ ○
食に対する感謝の心を養う				
家庭で食事をつくる県民の増加 (成人男性) (成人女性)	38% 91%	39.8% 88.1%	45% 95%	△ △
食事のあいさつをする県民の増加	88%	87.3%	100%	△
食の循環や環境を意識した活動を実践する				
食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民の増加	72%	82.5%	80%	◎
豊かな食文化を継承する				
地域の産物や旬の食材を知っている県民の増加	76%	73.8%	80%	△
地産地消を知っている子どもを増やす	60%	58%	70%	△
学校給食用食材の県産品利用率	71%	66%	70%以上 で向上を 図る	△
食に関する正しい知識を持つ				
食品の表示を知っている県民の増加	65%	53.3%	75%	×

【評価】

◎：目標値に達した

○：目標値に達していないが改善傾向にある

改善したように見える、かつ片側P値（vs.ベースライン時）<0.05

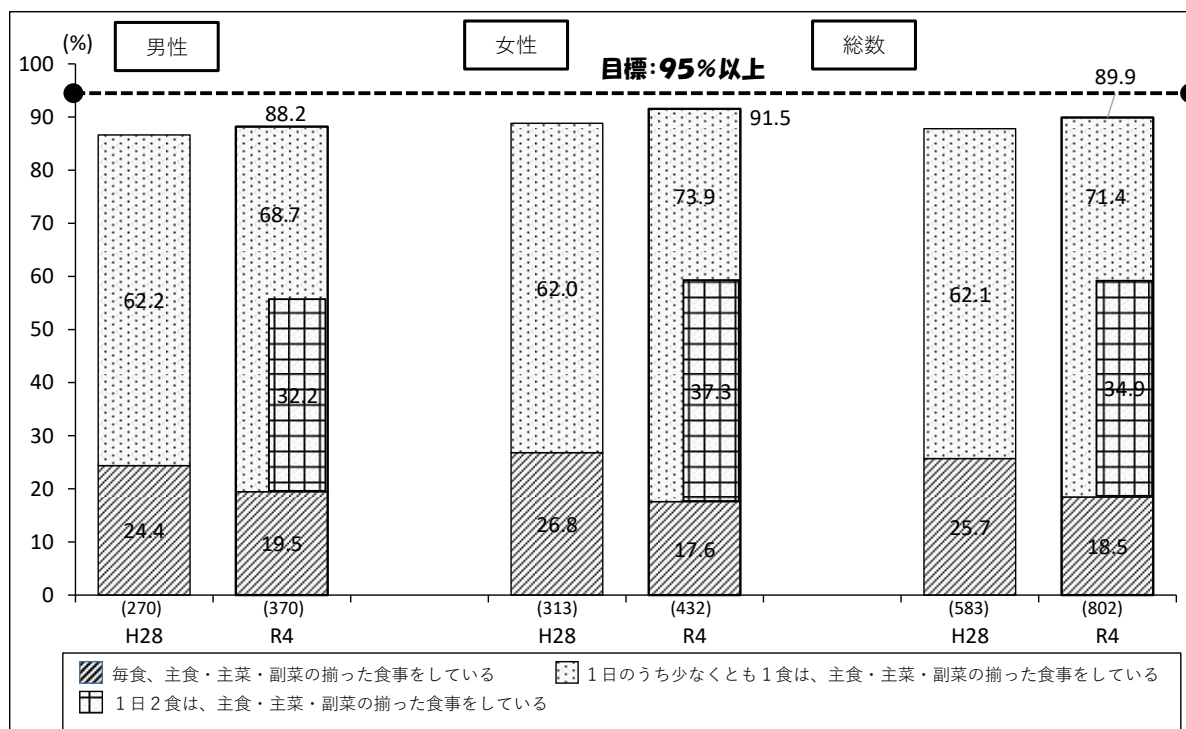
△：変わらない

◎、○、×以外

×：悪化している

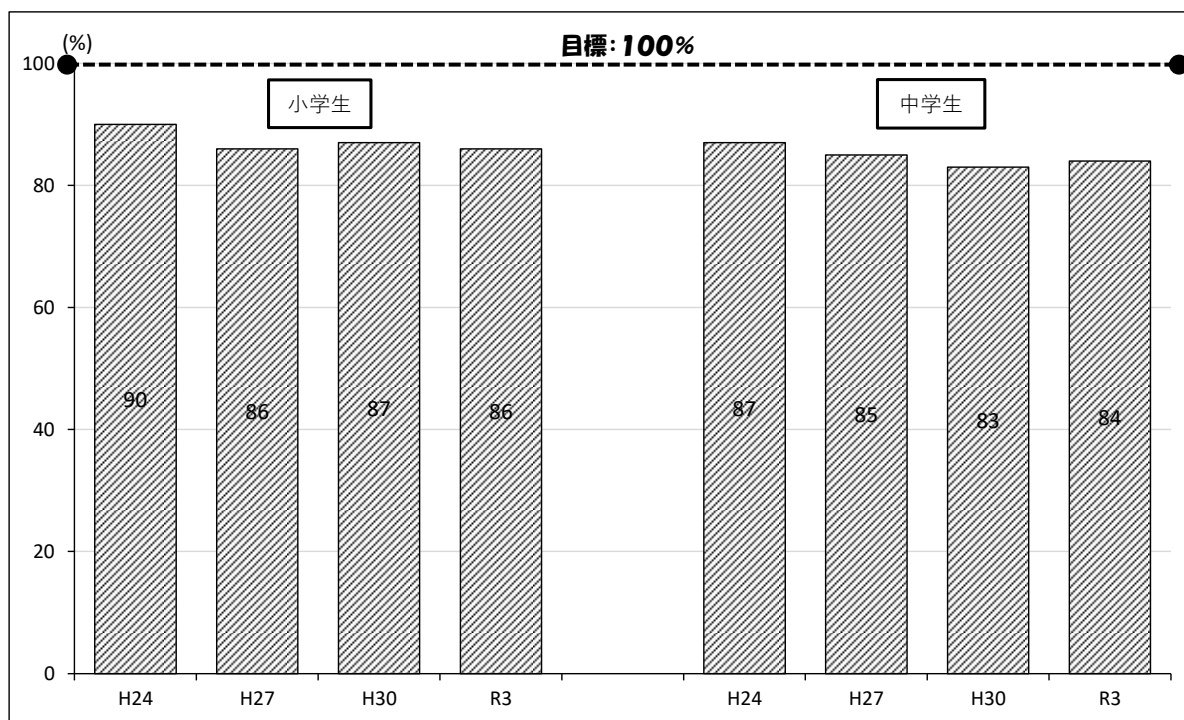
悪化したように見える、かつ片側P値（vs.ベースライン時）<0.05

<1日1回以上、主食・主菜・副菜の揃った食事をする県民>



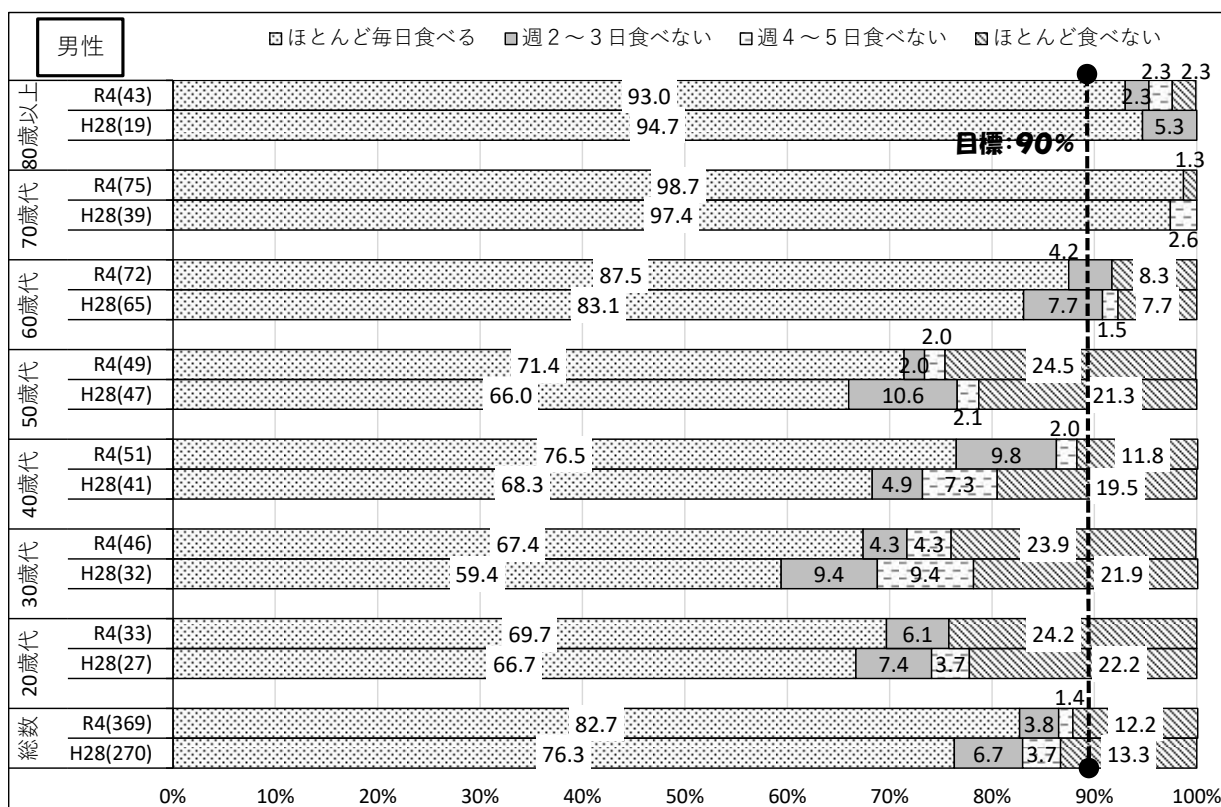
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

<朝食を食べる県民 ー児童・生徒ー>



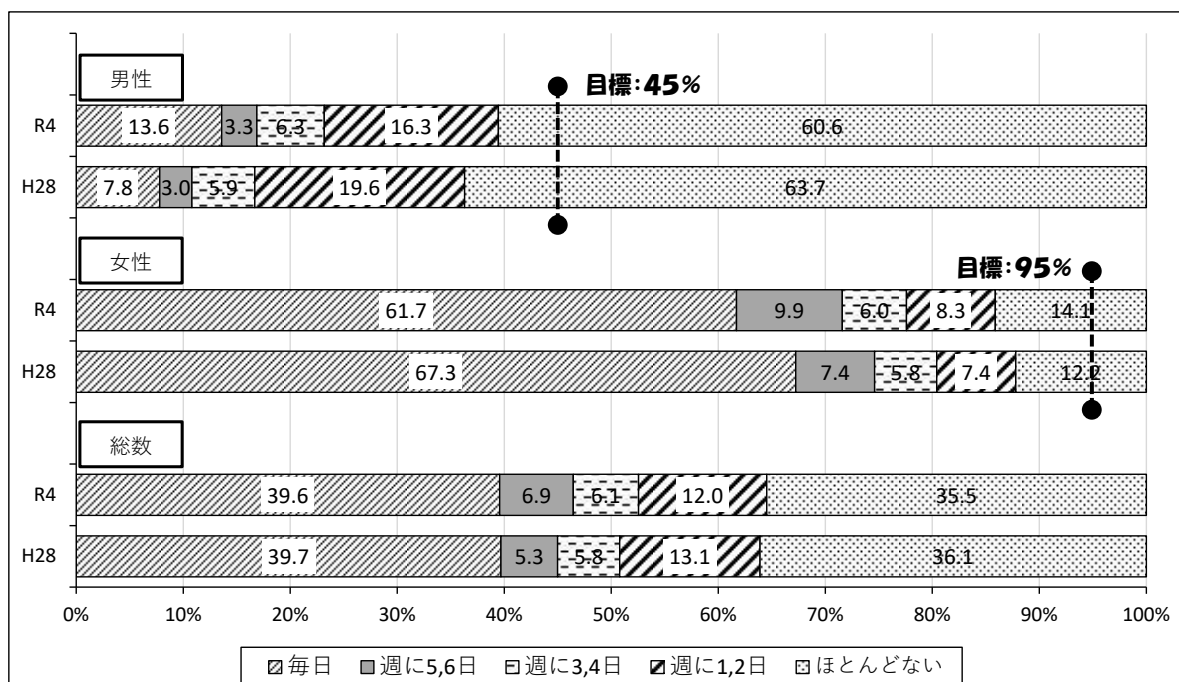
食事と生活についてのアンケート（鳥取県学校栄養士協議会）

＜朝食を食べる県民 ー成人男性ー＞



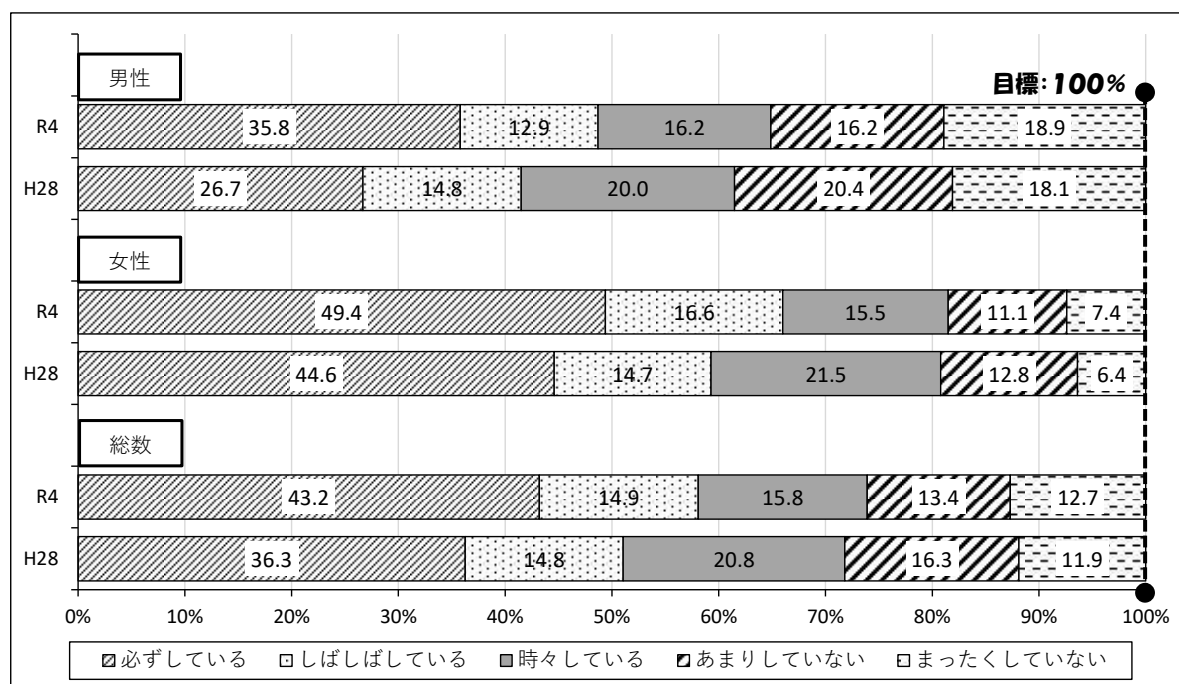
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

＜家庭で食事をつくる県民＞



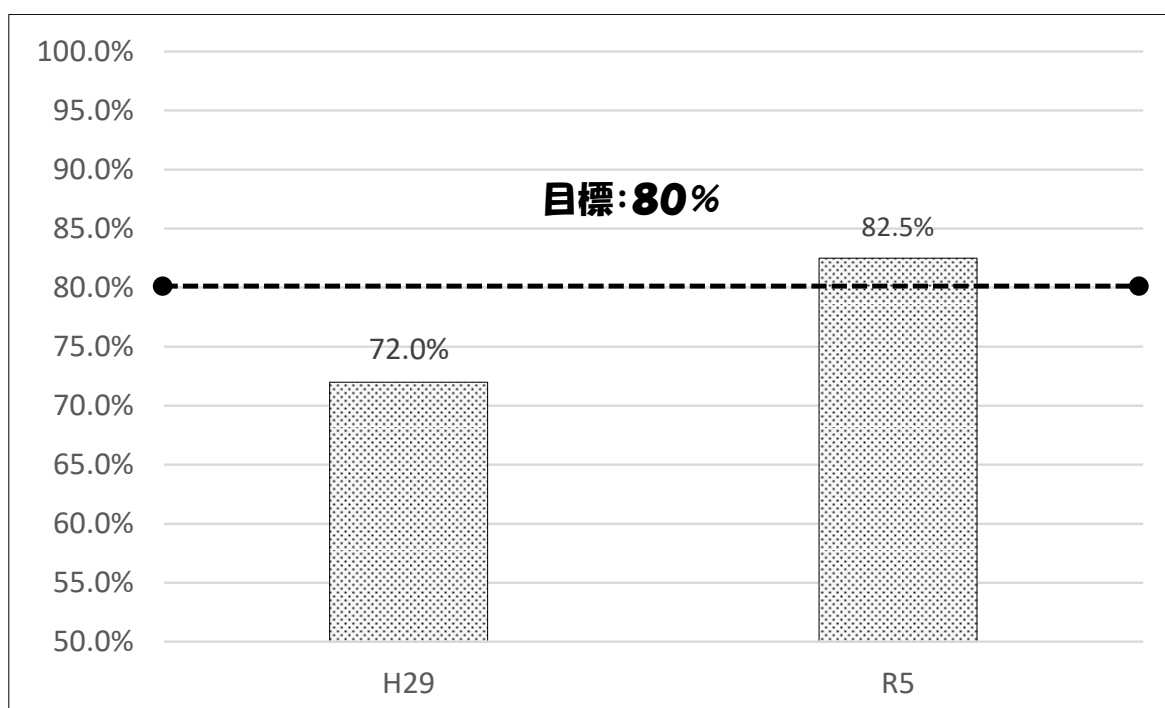
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

<食事のあいさつをする県民>



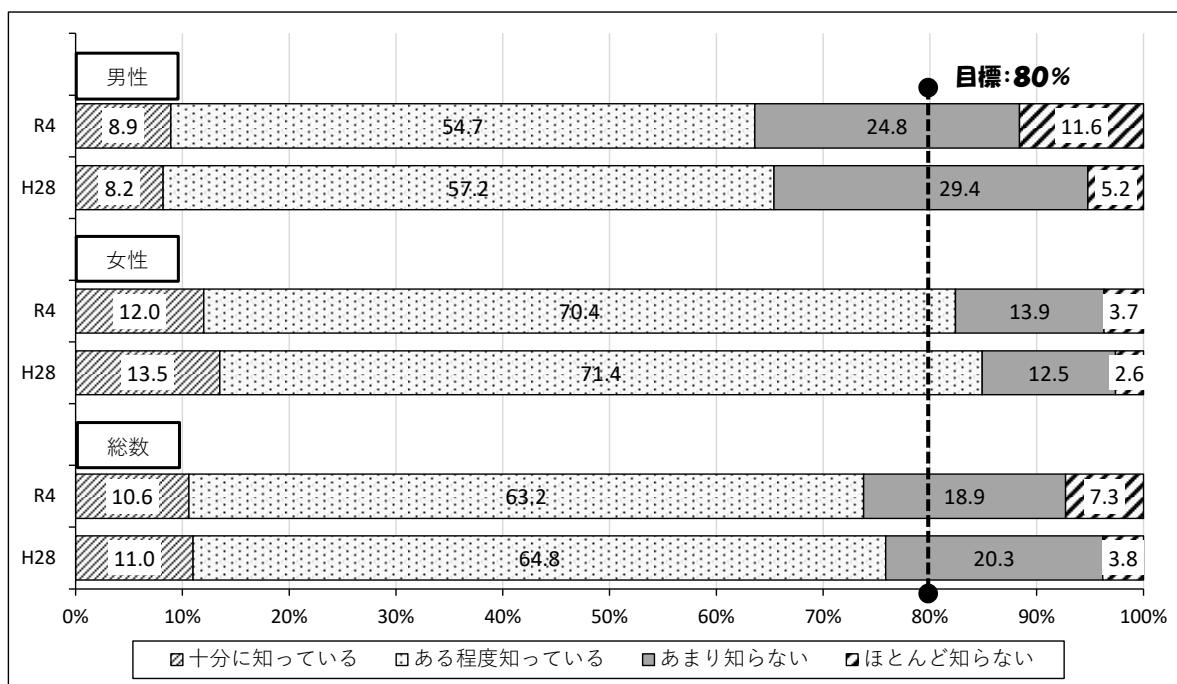
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

<食品ロス削減のために何らかの行動をしている県民>



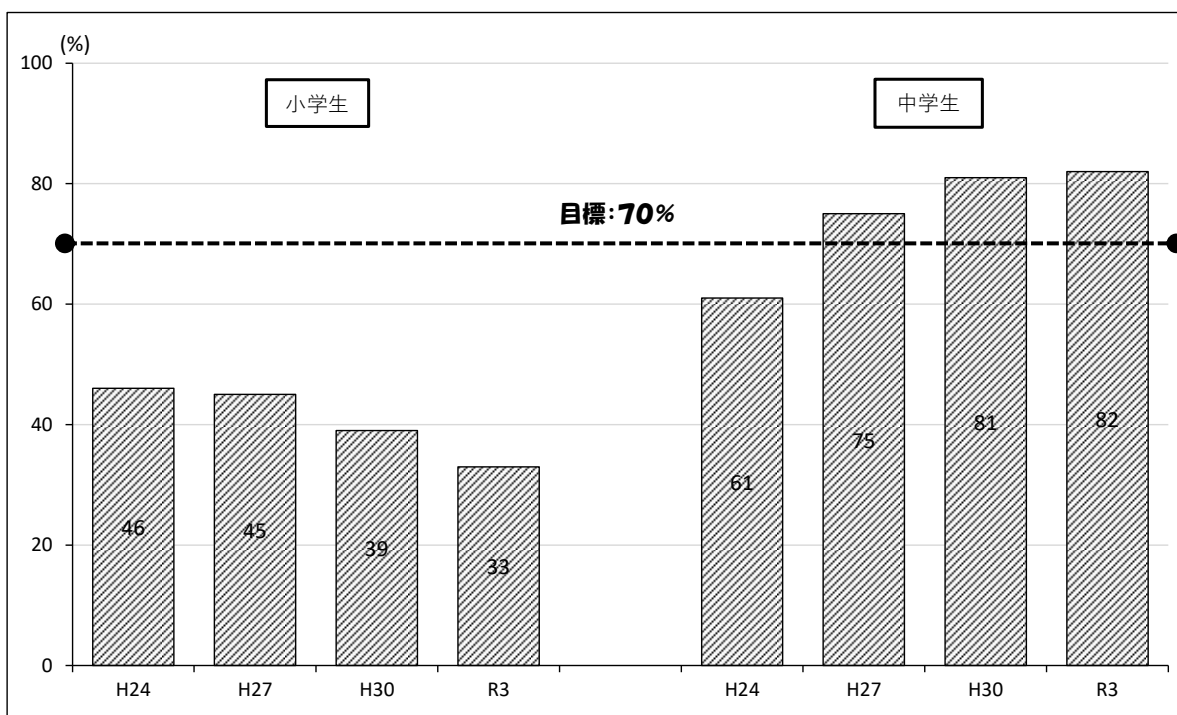
県政参画電子アンケート（鳥取県健康政策課、循環型社会推進課）

<地域の産物や旬の食材を知っている県民>



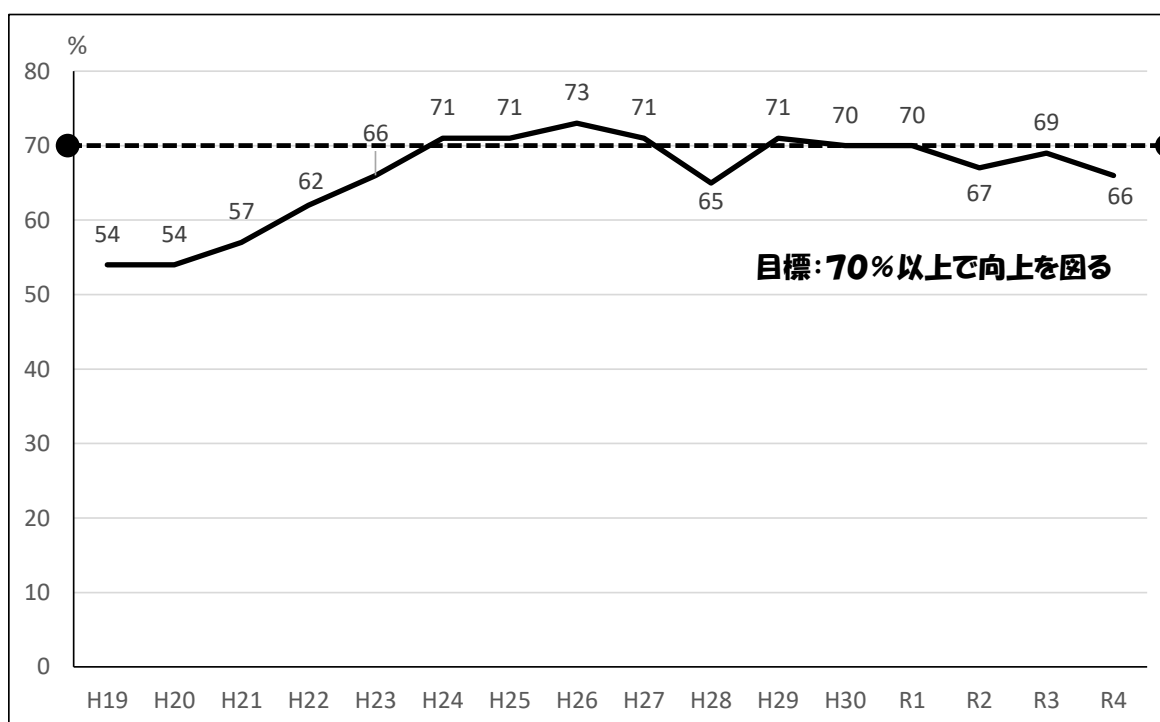
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

<地産地消を知っている子ども>



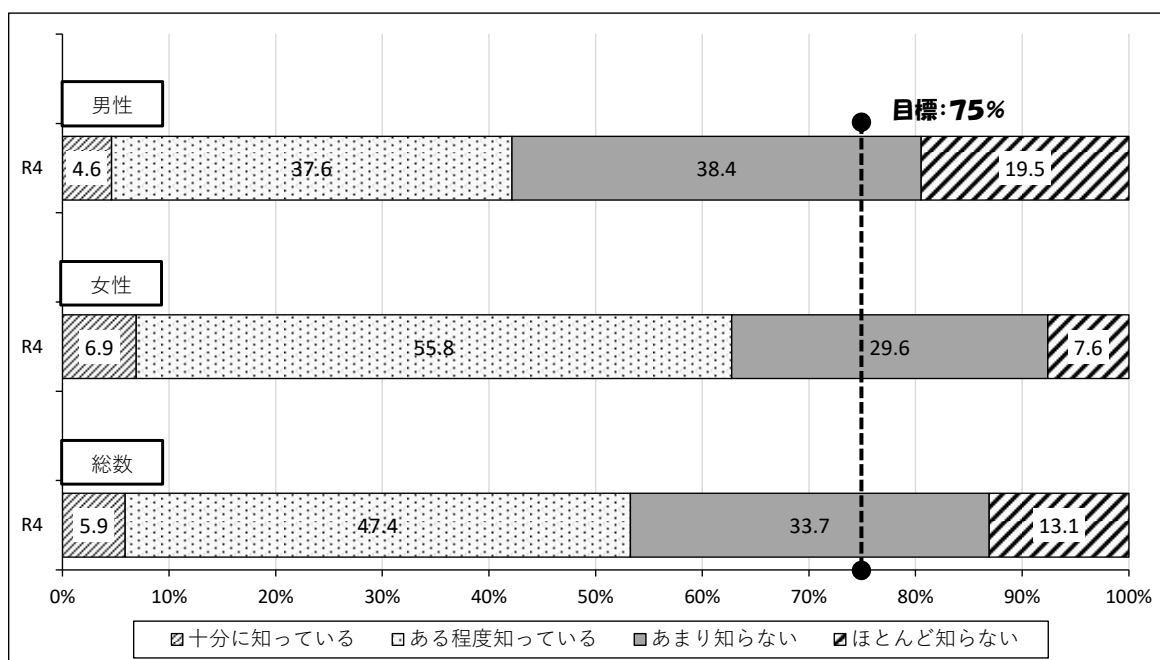
食事と生活についてのアンケート（鳥取県学校栄養士協議会）

<学校給食用食材の県産品利用率>



(鳥取県教育委員会体育保健課調べ)

<食品の表示を知っている県民>



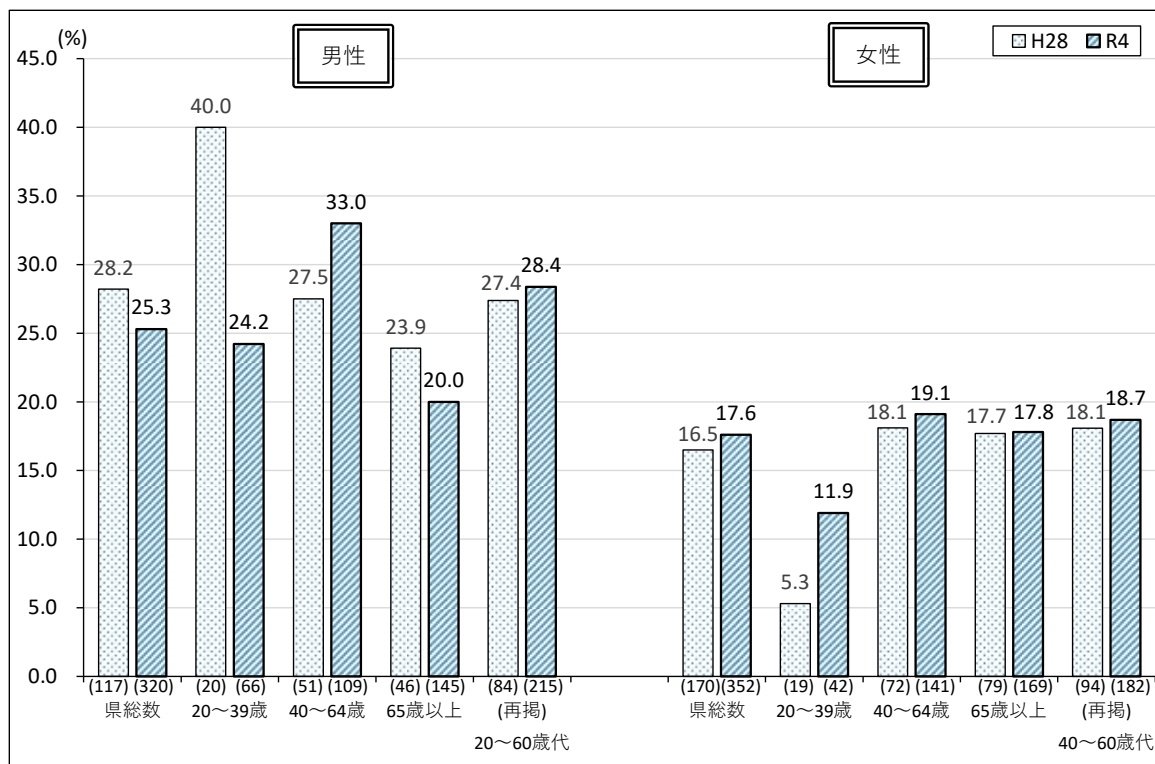
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査 (鳥取県健康政策課)

参考資料3 鳥取県における食をめぐる現状

(1) 肥満及びやせの状況（成人）

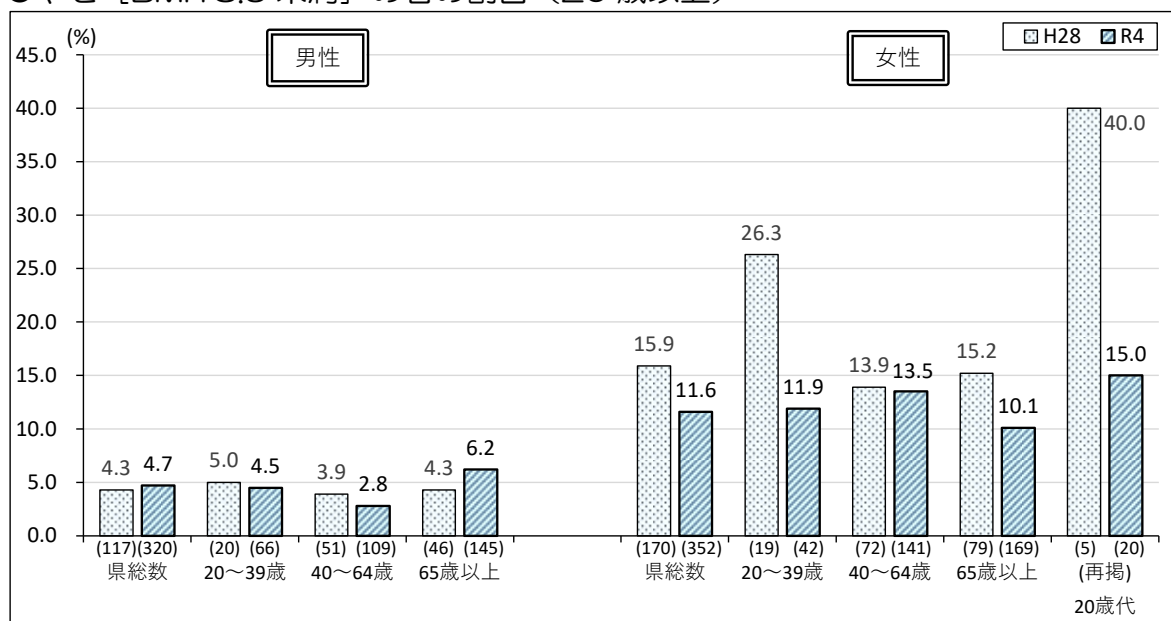
- 肥満者の割合は、20～60歳代男性で28.4%、40～60歳代女性で18.7%。
- やせの者は、20歳代女性で15.0%。
- 65歳以上の高齢者の低栄養傾向の者は、男性11.7%、女性26.0%。

●肥満者〔BMI25以上〕の割合（20歳以上）



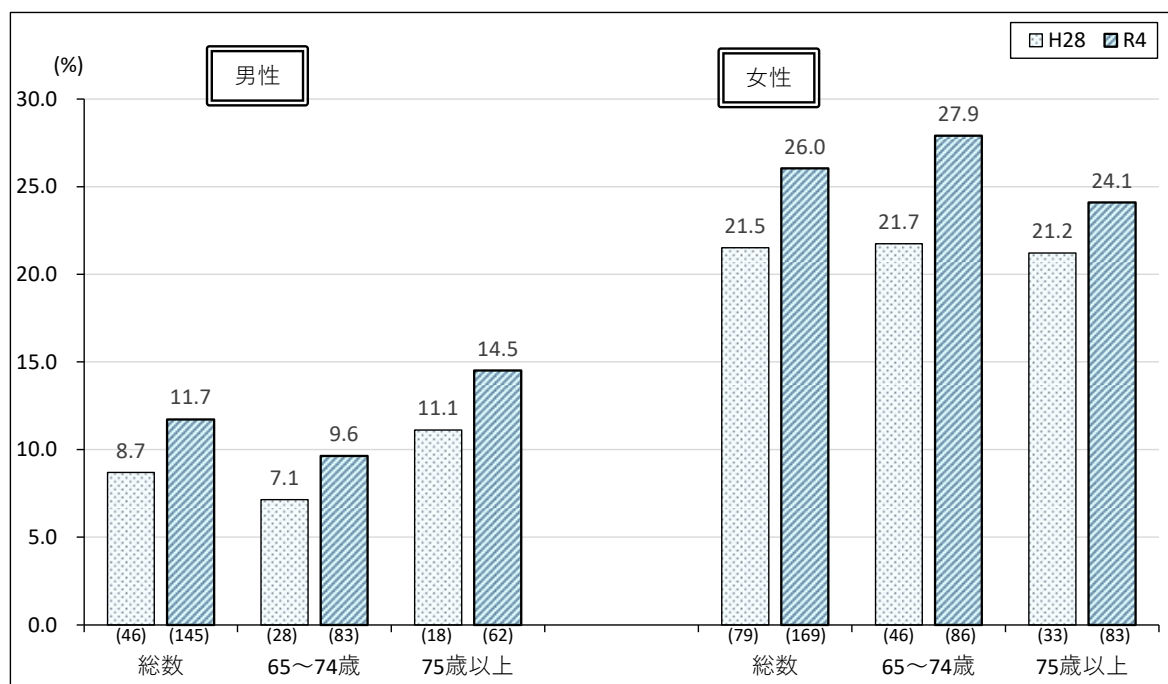
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

●やせ〔BMI18.5未満〕の者の割合（20歳以上）



県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

●低栄養傾向 [BMI20.0 以下] の高齢者の割合 (65 歳以上)

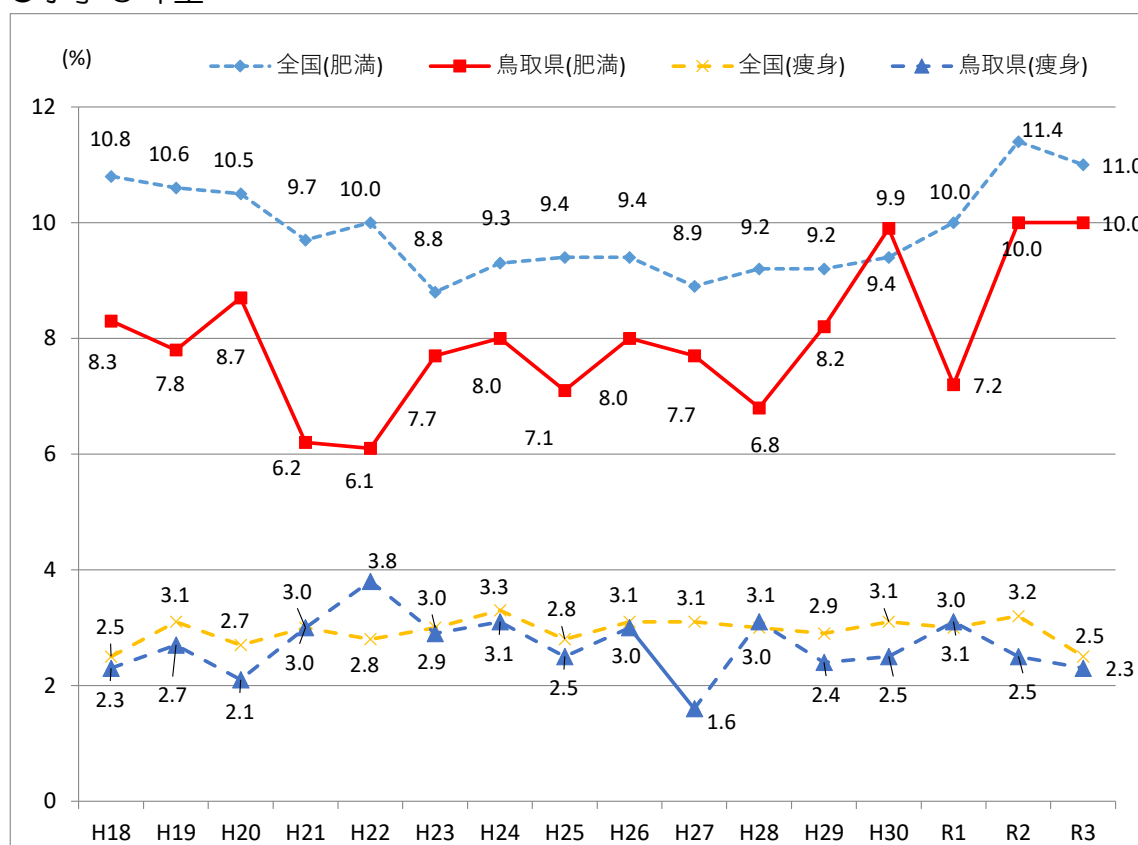


県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査 (鳥取県健康政策課)

(2) 肥満・痩身傾向児の推移 (児童・生徒)

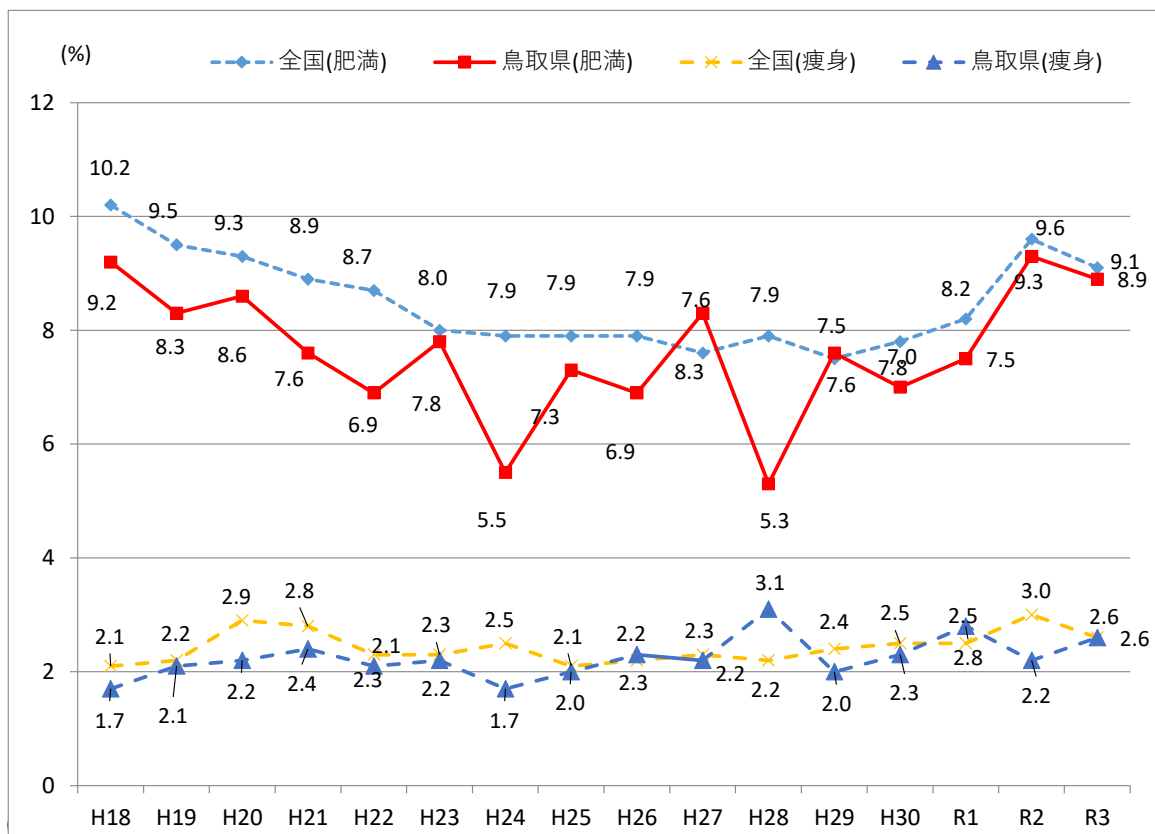
・肥満傾向児、痩身傾向児ともに概ね横ばい傾向。

●小学6年生



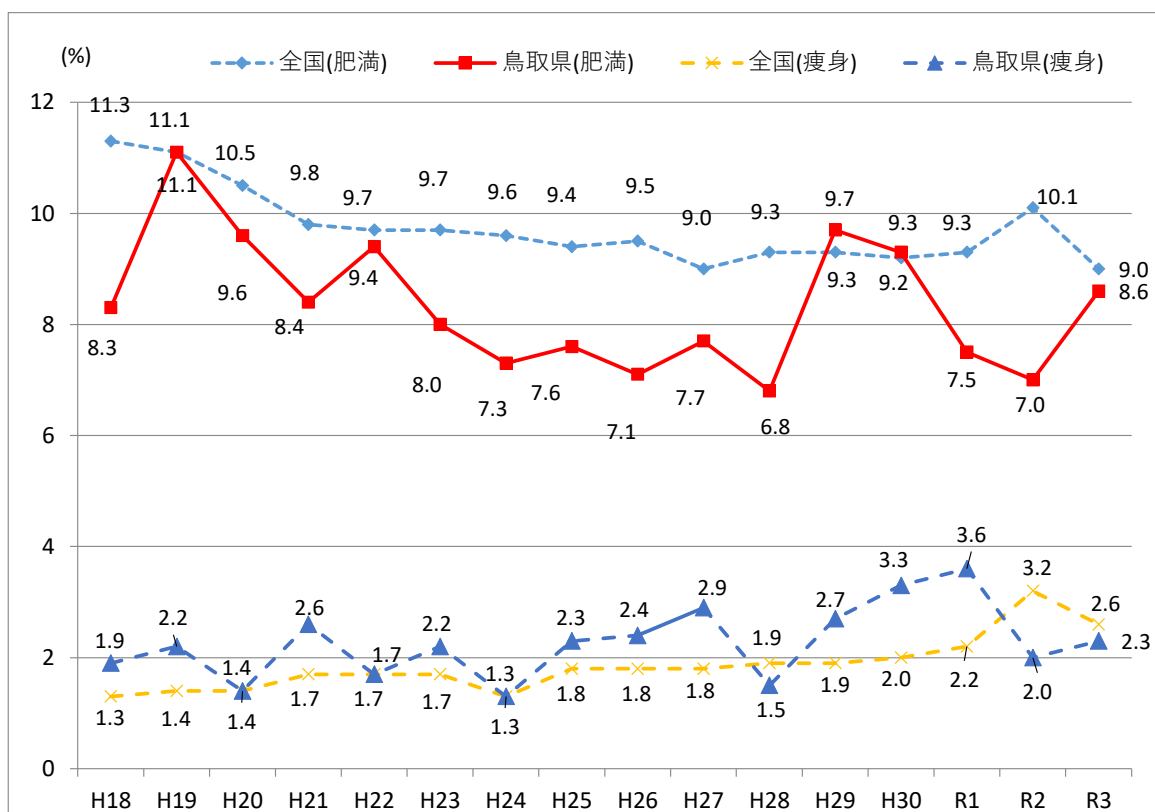
学校保健統計調査 (文部科学省)

●中学3年生



学校保健統計調査（文部科学省）

●高校3年生



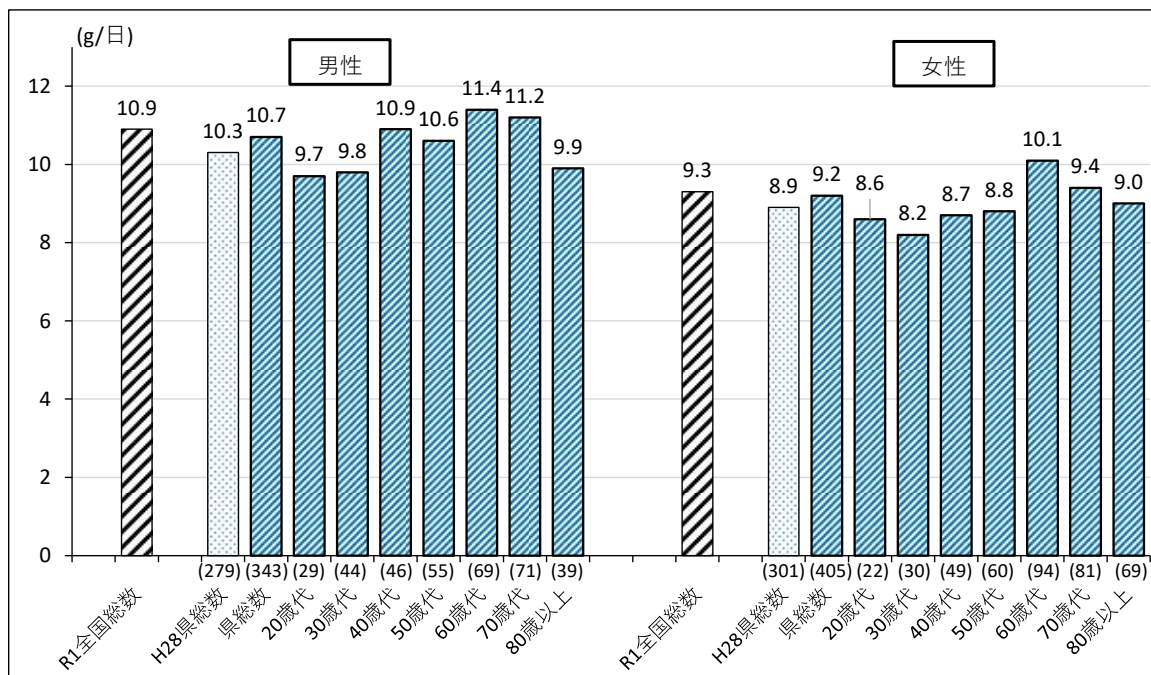
学校保健統計調査（文部科学省）

(3) 食塩の摂取量 (20 歳以上)

- 男女とも、すべての年代で摂取量が目標*を超えている。

*「日本人の食事摂取基準 (2020 年版)」目標量：男性 7.5g 未満、女性 6.5g 未満

●年代別摂取量 (20 歳以上)



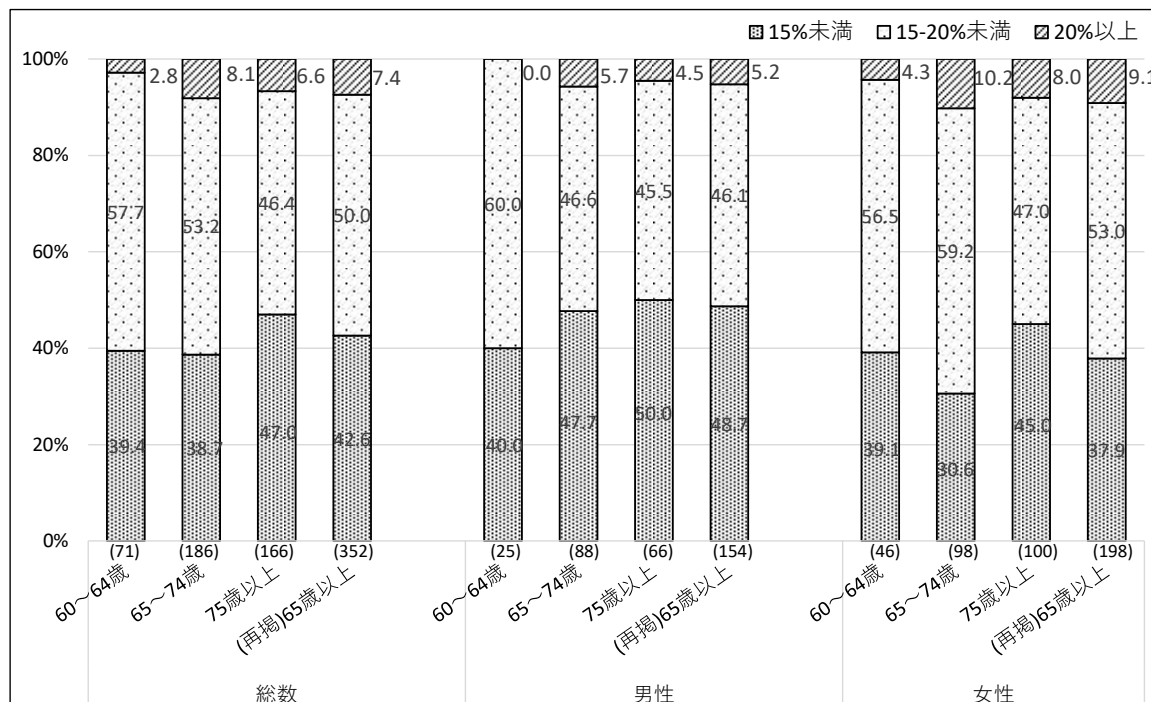
県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査 (鳥取県健康政策課)

(4) 高齢者のたんぱく質の摂取状況 (65 歳以上)

- たんぱく質エネルギー比率*が 15% 未満の者は、男性で 48.7%、女性で 37.9%。

*たんぱく質から摂取するエネルギーの総エネルギー摂取量に占める割合。

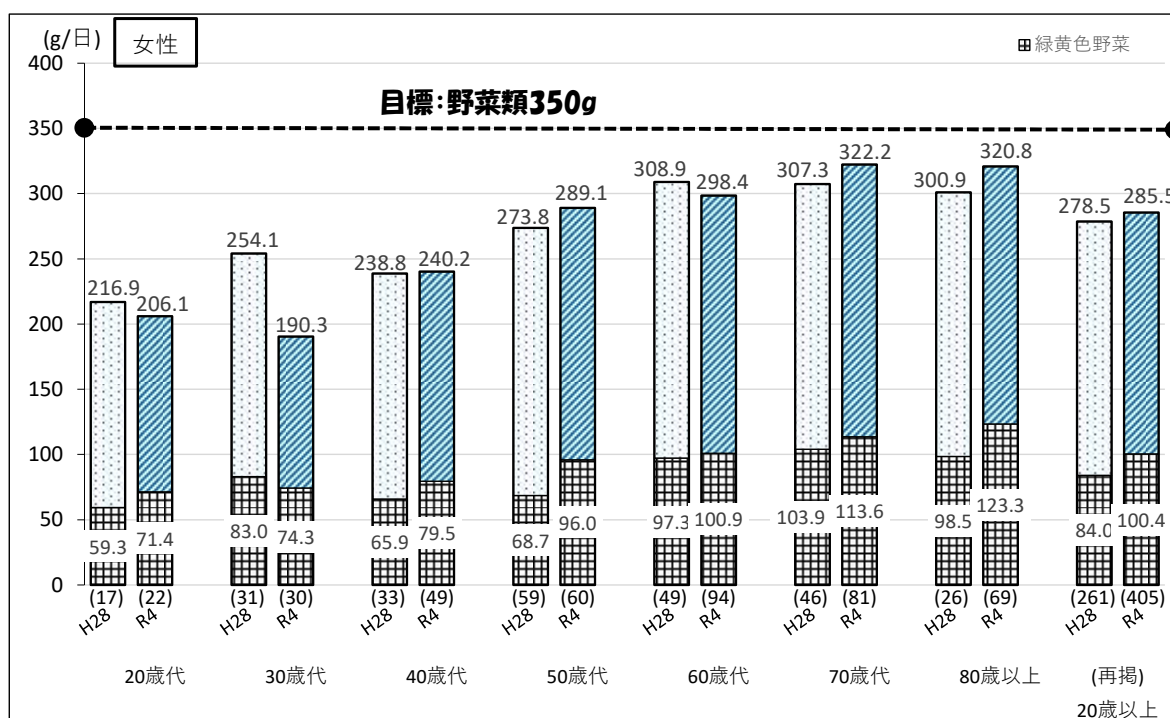
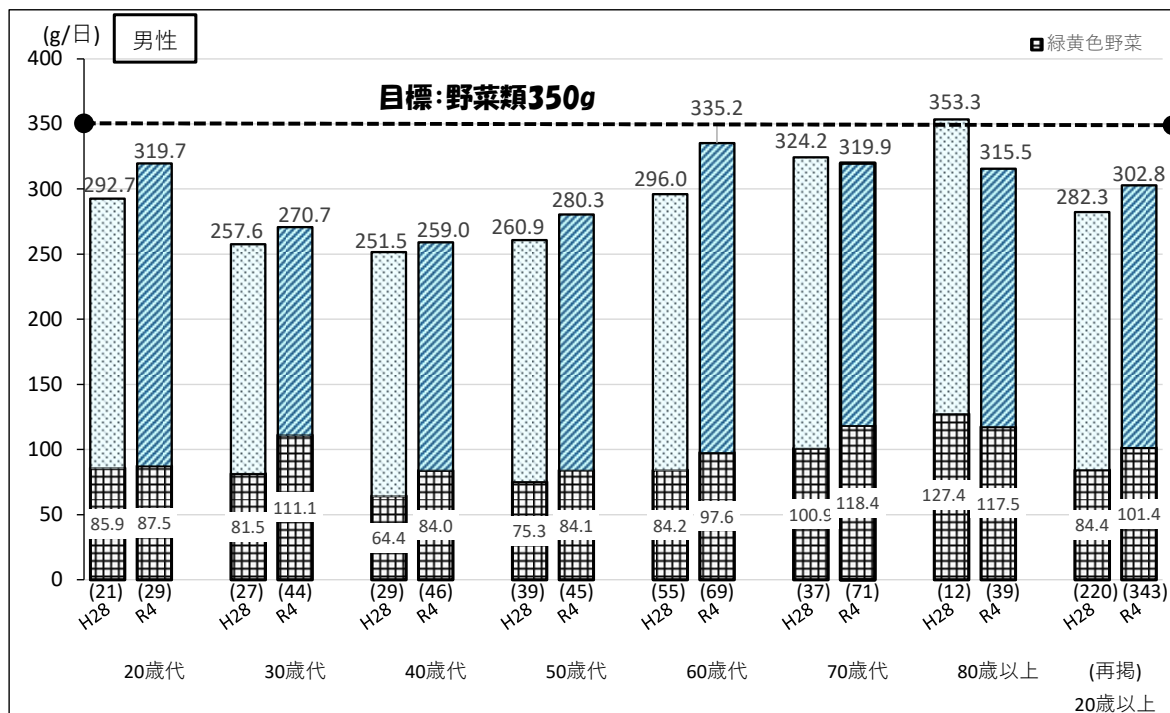
「日本人の食事摂取基準 (2020 年版)」目標量：15~20% エネルギー



県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査 (鳥取県健康政策課)

(5) 野菜の摂取量 (20歳以上)

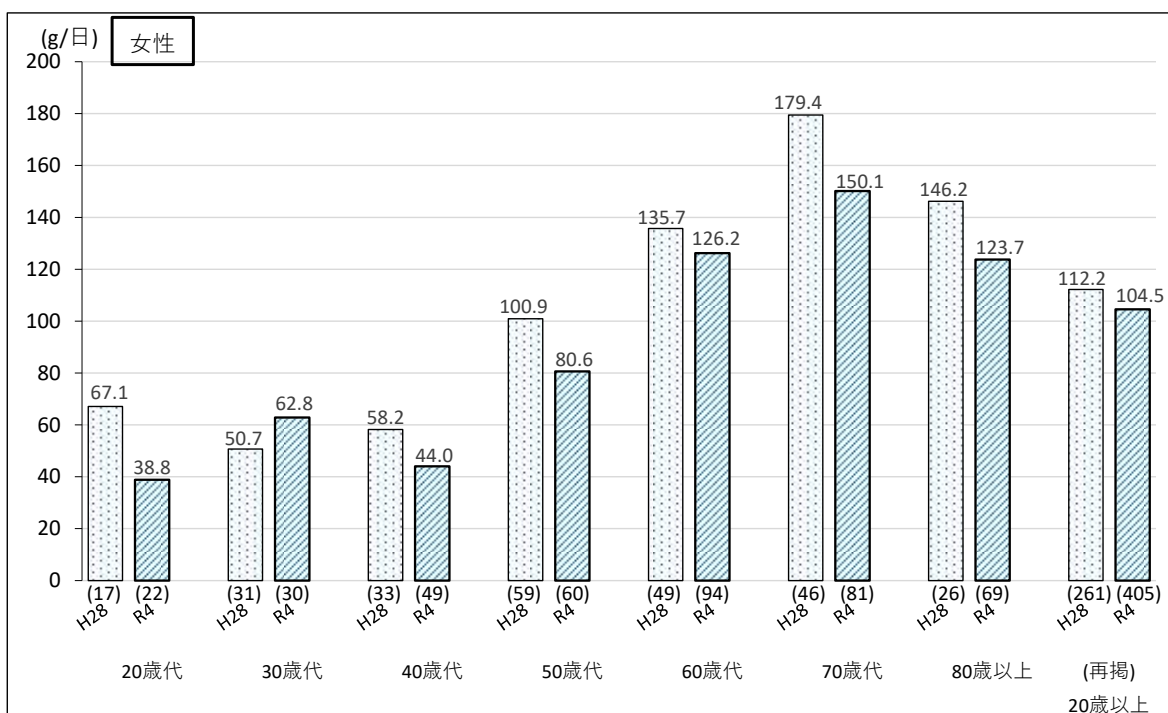
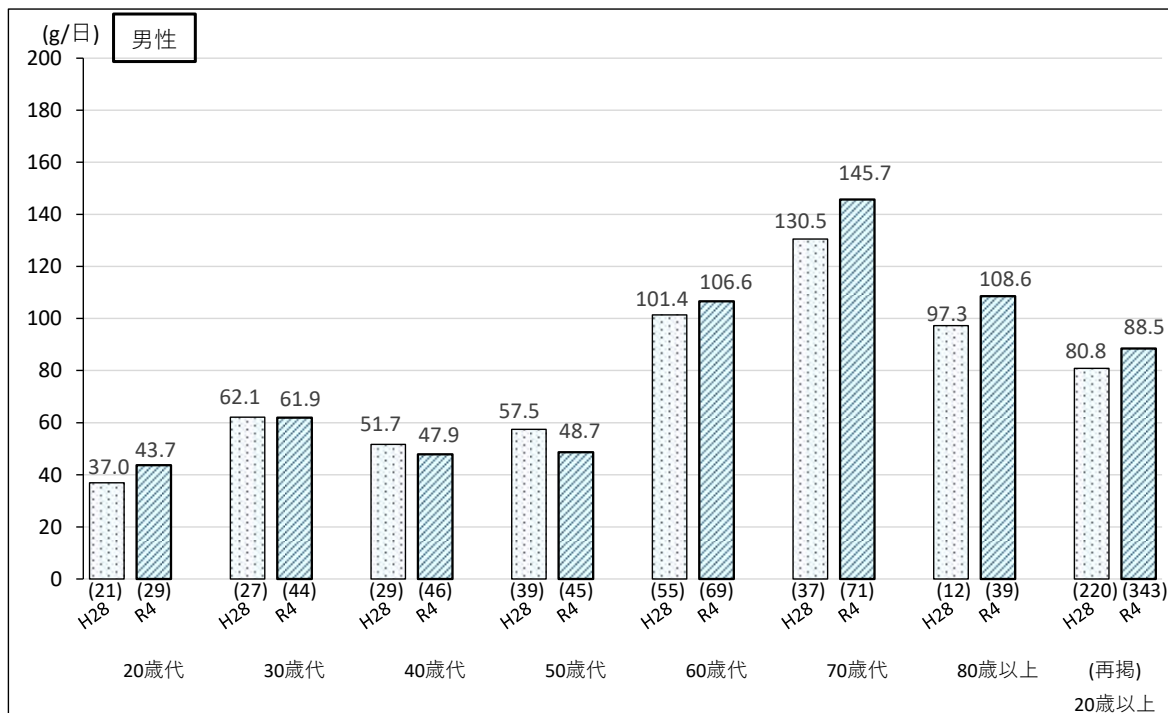
- 野菜摂取量の平均値は、男性 302.8g、女性 285.5g。
- 男性では40歳代、女性では30歳代で最も少なく、男性では30~50歳代、女性では20~50歳代が特に少ない。



県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査 (鳥取県健康政策課)

(6) 果物の摂取量 (20歳以上)

- 果物摂取量の平均値は、男性 88.5g、女性 104.5g。
- 男性、女性ともに 20～50 歳代で特に少なく、20 歳代で最も少ない。

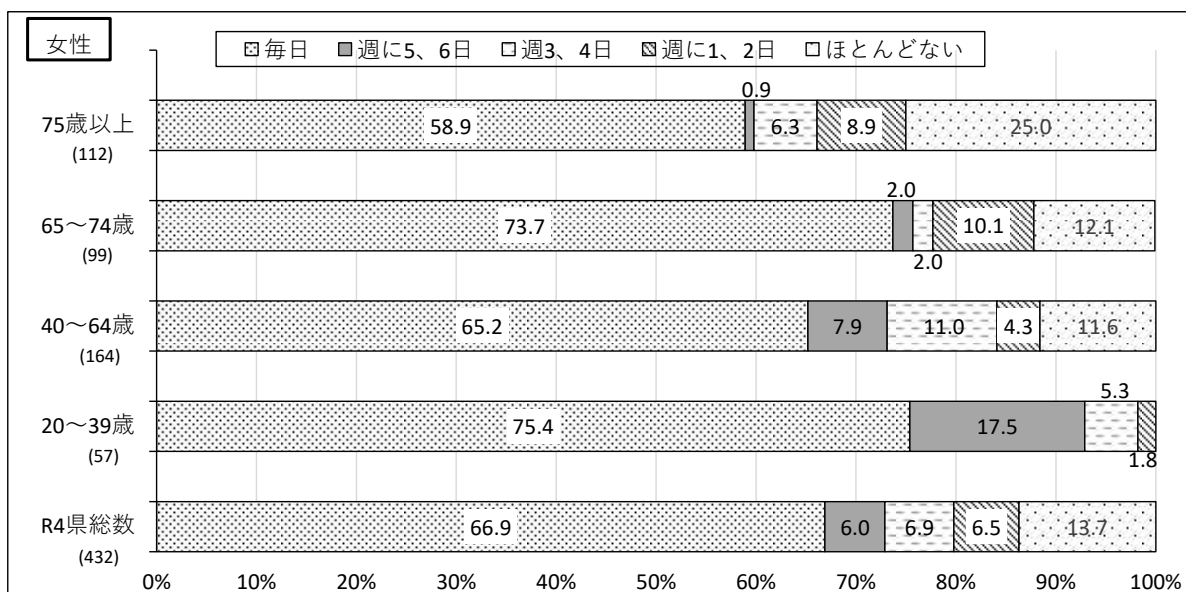
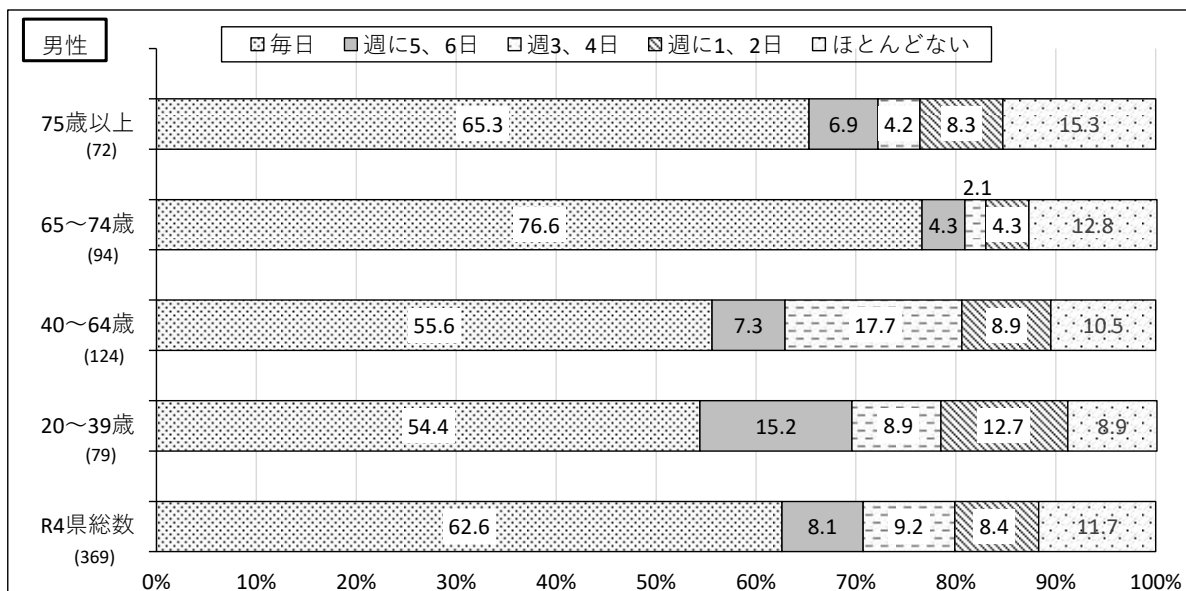


県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査 (鳥取県健康政策課)

(7) 家庭や地域で楽しく食卓を囲む県民（20歳以上、児童・生徒）

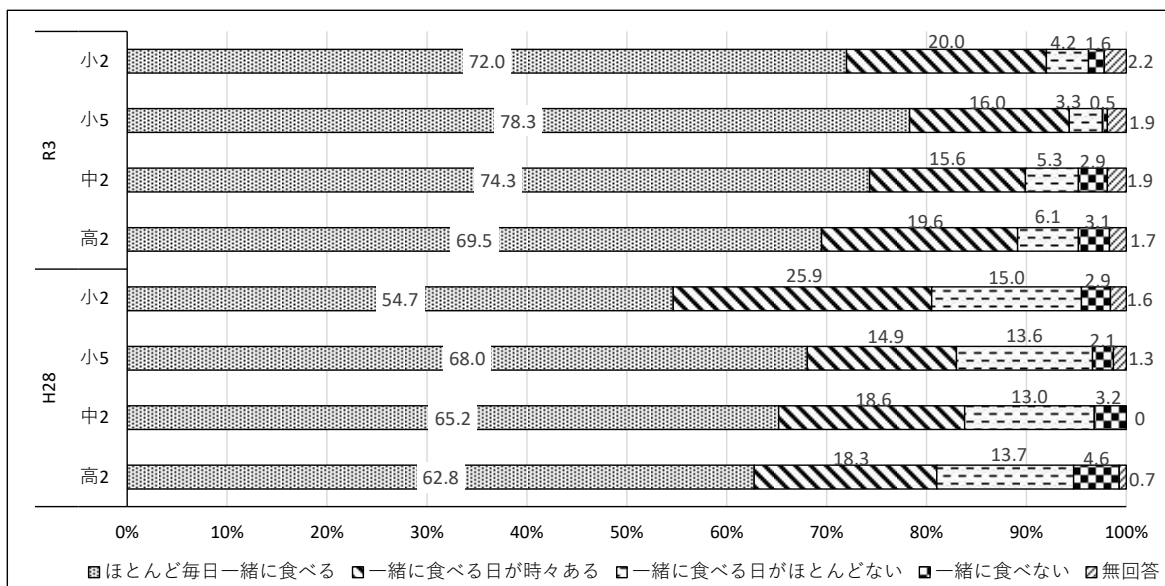
- ・週に1、2回またはほとんどない20歳以上の者は、男性、女性ともに約2割。
- ・大人の家族とほとんど毎日一緒に食事をする子どもは、約7割。

●20歳以上



県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

●児童・生徒

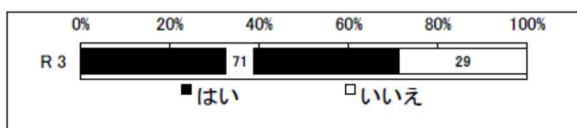


鳥取県青少年育成意識調査（鳥取県家庭支援課）

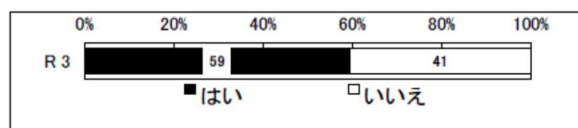
(8) よくかんで食べる子ども

・小学5年生は71%、中学2年生は59%。

●小学5年生



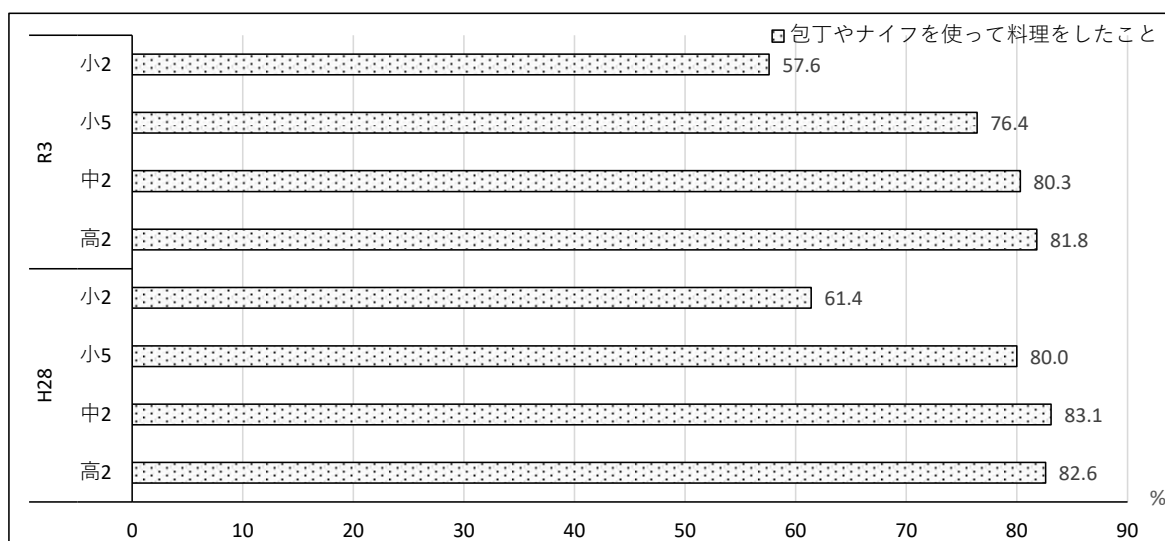
●中学2年生



食事と生活についてのアンケート（鳥取県学校栄養士協議会）

(9) 子どもの体験的活動の経験

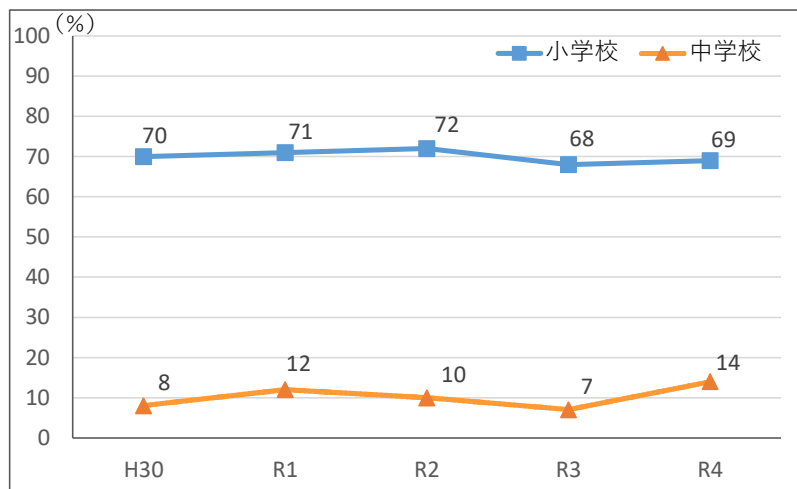
・学校の勉強や行事以外で包丁やナイフを使って料理をしたことがある子どもは、小学5年生以上で約8割。



鳥取県青少年育成意識調査（鳥取県家庭支援課）

(10) 農業体験活動等による地域との交流に取り組む学校数

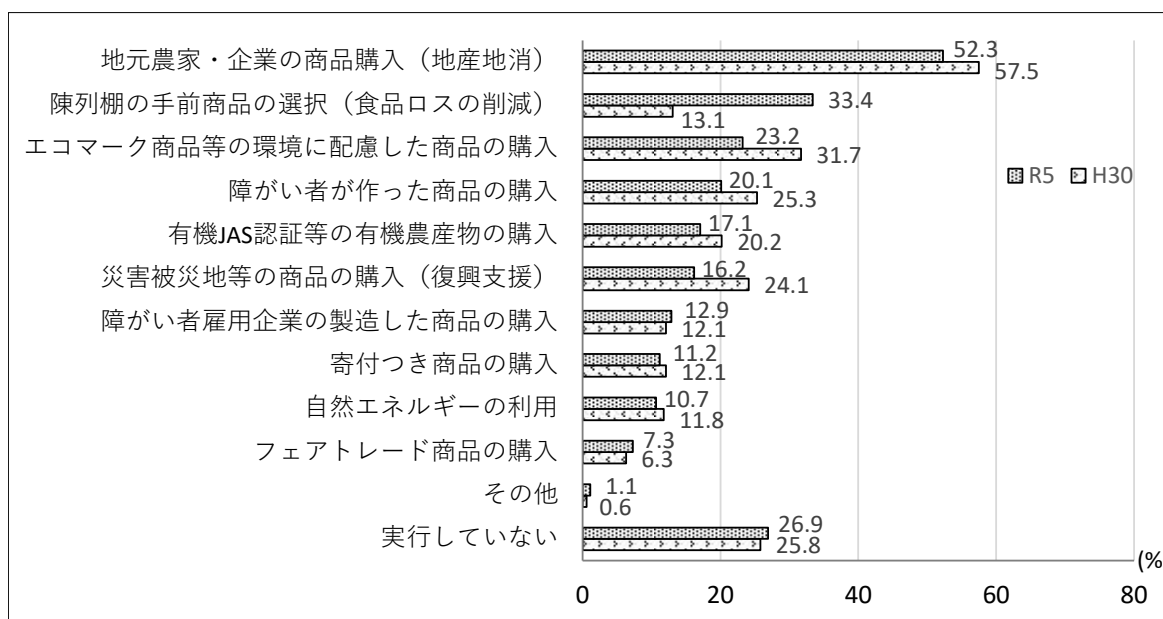
・小学校は約 70%、中学校は約 10%の学校で取り組まれている。



学校の保健・安全・食育の取組状況調査（鳥取県教育委員会体育保健課）

(11) 「思いやり消費」を実践する県民（18歳以上）

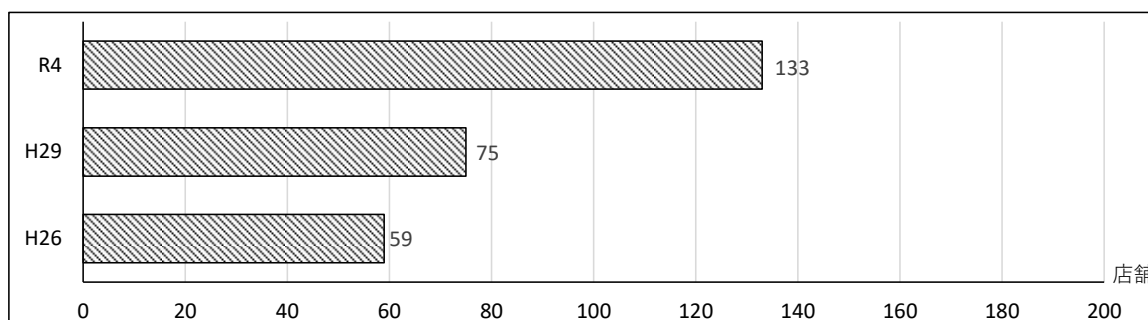
・何らかの「思いやり消費」を実践している者は 73.1%。



消費生活に関する県民意識調査（鳥取県消費生活センター）

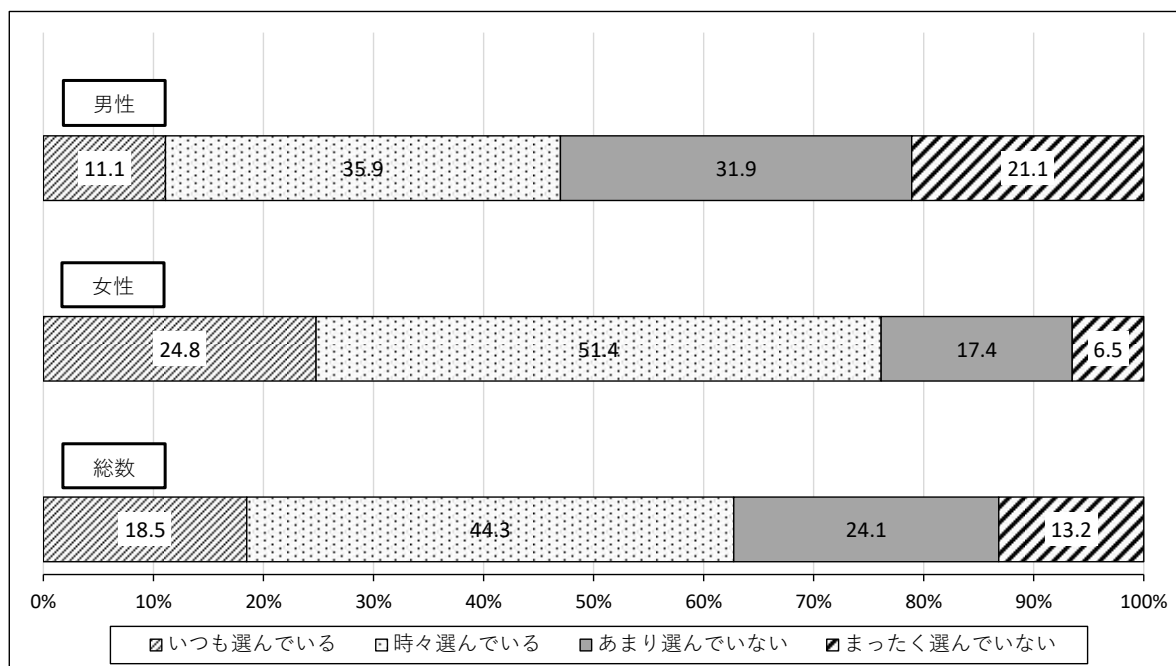
(12) 食べきり協力店の登録数

・登録数は増加している。



(13) 地域の産物や旬の食材を意識して選ぶ県民（20歳以上）

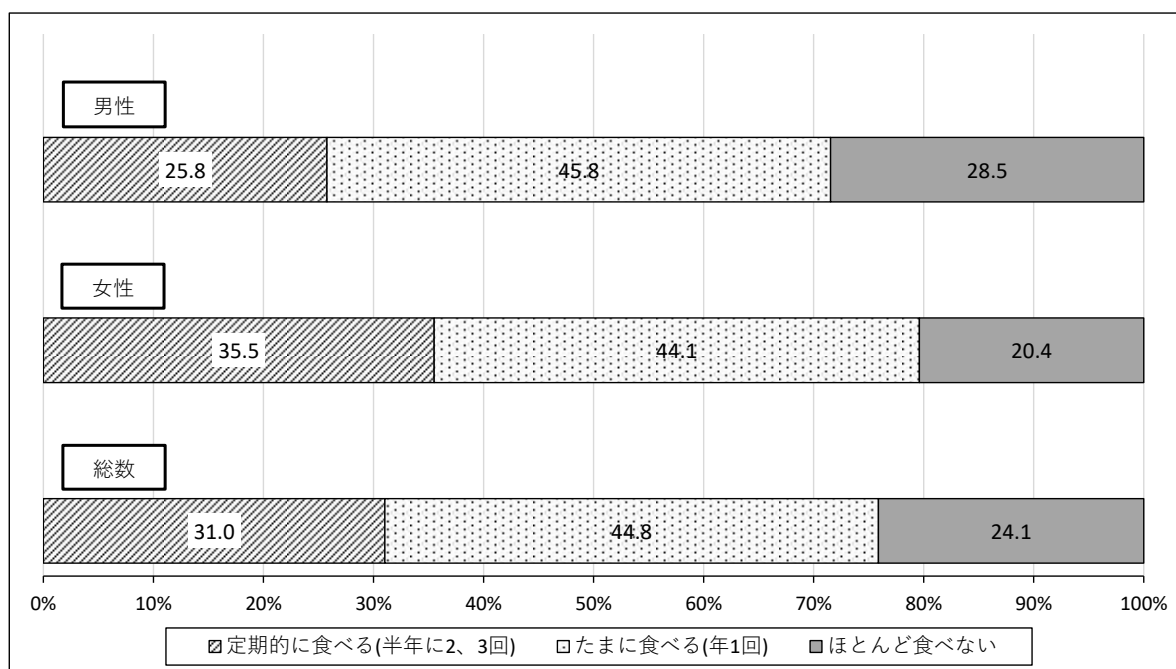
・いつもまたは時々選ぶ者は、男性で47.0%、女性で76.2%、全体では62.8%。



県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

(14) 地域の郷土料理を定期的に食べる県民（20歳以上）

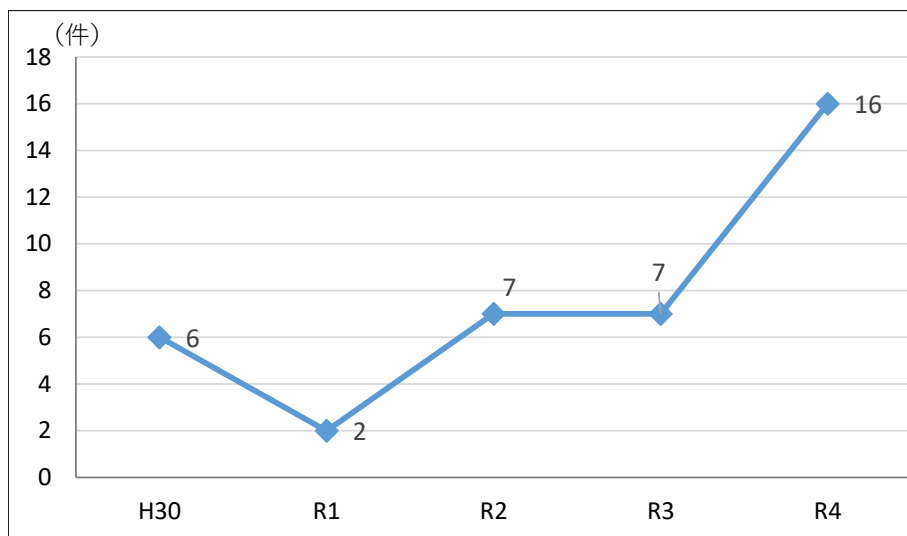
・定期的に食べる（半年に2、3回）者は、男性で25.8%、女性で35.5%、全体では31.0%。



県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

(15) アニサキスによる食中毒の発生件数

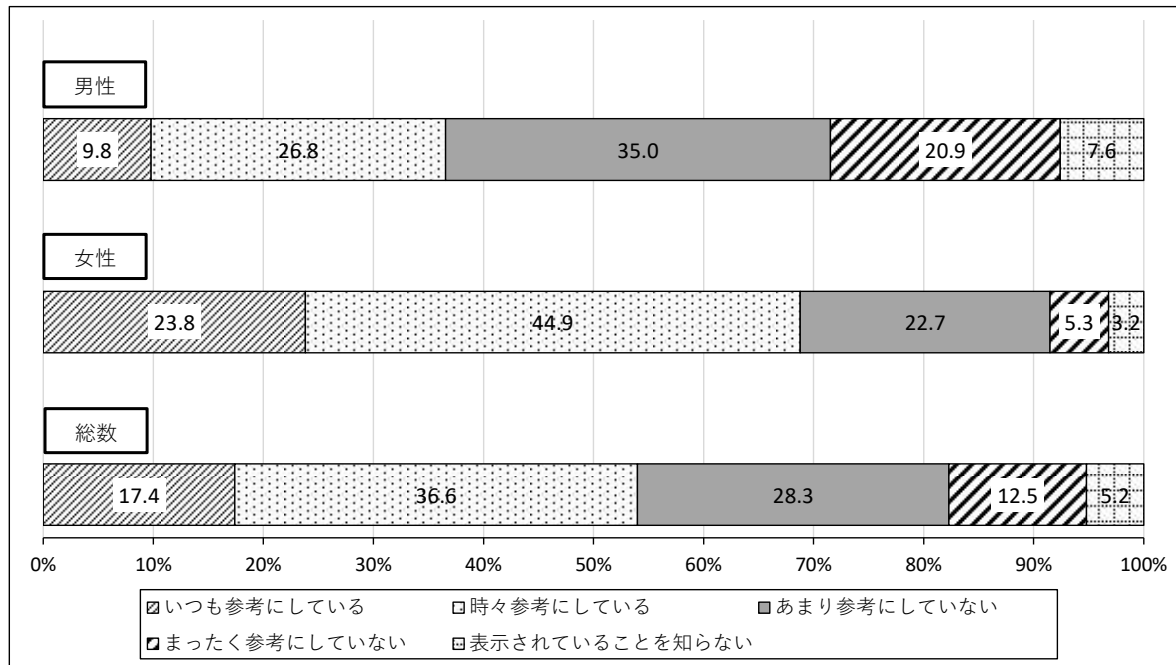
- ・生鮮魚介類に寄生したアニサキスによる食中毒が発生。



鳥取県くらしの安心推進課調べ

(16) 食品の表示を参考にして食品を選ぶ県民（20歳以上）

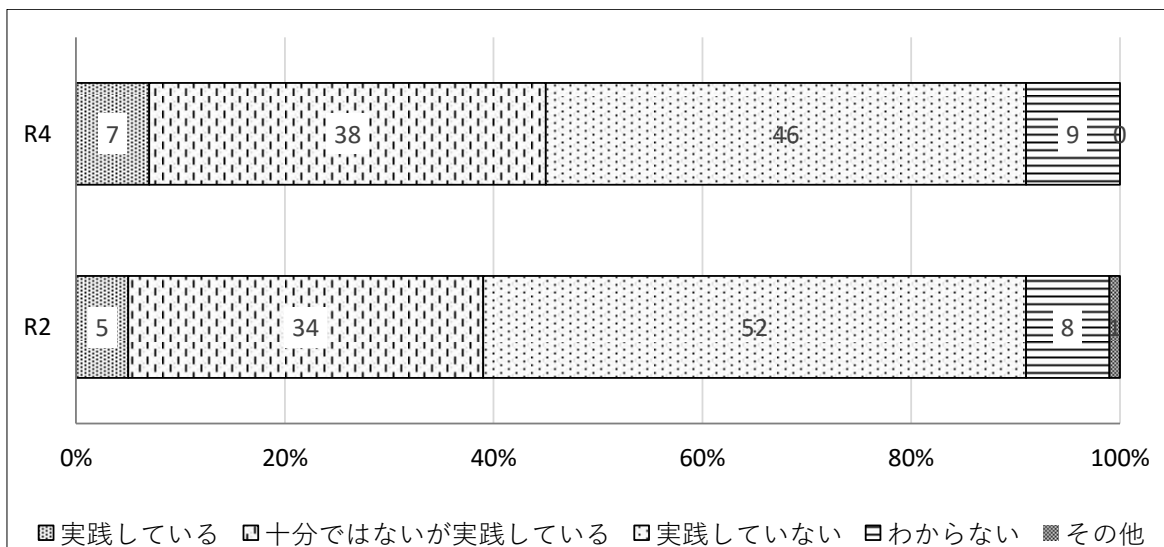
- ・食品を購入する際、原材料、原料原産地、アレルギー、栄養成分等の量等の表示を商品選択のために、いつもまたは時々参考にしてしている者は、男性で36.6%、女性で68.7%、全体では54.0%。



県民健康栄養調査及び国民健康・栄養調査（鳥取県健康政策課）

(17) ローリングストックを実践する県民（18歳以上）

・実践しているまたは十分ではないが実践している者は45%。



災害時の食の備えに関するアンケート（(公社)鳥取県栄養士会）

参考資料4 「鳥取県食育推進計画（第4次）」作成経過

時期	「健康を支える食文化」専門会議	食育推進関係課会議
R4 11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 4年度第1回会議(R4.11.10) <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画の方向性 	
R5 7月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 5年度第1回会議 (R5.7.19)
8月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5年度第1回会議(R5.8.1) <ul style="list-style-type: none"> ・ 現計画の評価 ・ 次期計画の方向性 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次期計画（案）に対する意見集約 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次期計画（案）に対する意見集約
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 5年度第2回会議(R5.11.14) <ul style="list-style-type: none"> ・ 次期計画（案） 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ■ 5年度第2回会議 (R5.12.1)
R6 2月	<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> パブリックコメント (R6.2.13~3.5) </div>	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次期計画（最終案）提示 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 次期計画（最終案）まとめ

○「健康を支える食文化」専門会議 委員名簿（令和6年3月末現在）

氏名	所属・職名
土井 啓子	鳥取県食生活改善推進員連絡協議会 副会長
淀瀬 秀子	鳥取県連合婦人会 事務局員
小倉 久美子	公益社団法人鳥取県栄養士会 災害対策部運営委員
青木 大介	鳥取県農業協同組合中央会 農業くらし対策室 室長
植松 久志	株式会社マルイ 営業本部食育推進室 室長
佐竹 香寿代	公益財団法人鳥取県学校給食会 主任
林 美樹	鳥取県子ども家庭育み協会 理事兼食育部会部長
森田 明美	鳥取大学医学部社会医学講座健康政策医学分野 教授
野津 あきこ	鳥取短期大学生生活学科 教授
菊澤 大明	中国四国農政局消費・安全部消費生活課 課長
小宮 覚	鳥取市保健所健康子育て推進課 課長補佐
安田 真紀子	三朝町企画健康課 主査
岩坂 美和	米子市こども相談課 担当課長補佐

○食育推進関係課会議構成課

福祉保健部健康医療局健康政策課
子ども家庭部家庭支援課
子ども家庭部子育て王国課
生活環境部自然共生社会局循環型社会推進課
生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課
生活環境部くらしの安心局消費生活センター
商工労働部兼農林水産部市場開拓局食パラダイス推進課
農林水産部農林水産政策課
教育委員会事務局体育保健課
鳥取市保健所健康・子育て推進課
中部総合事務所倉吉保健所
西部総合事務所米子保健所

参考資料 5 関係法令（抜粋）

食育基本法（抜粋）

（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

（地方公共団体の責務）

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県食育推進計画）

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県（都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議）は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（抜粋）

（平成二十二年十二月三日法律第六十七号）

（地方公共団体の責務）

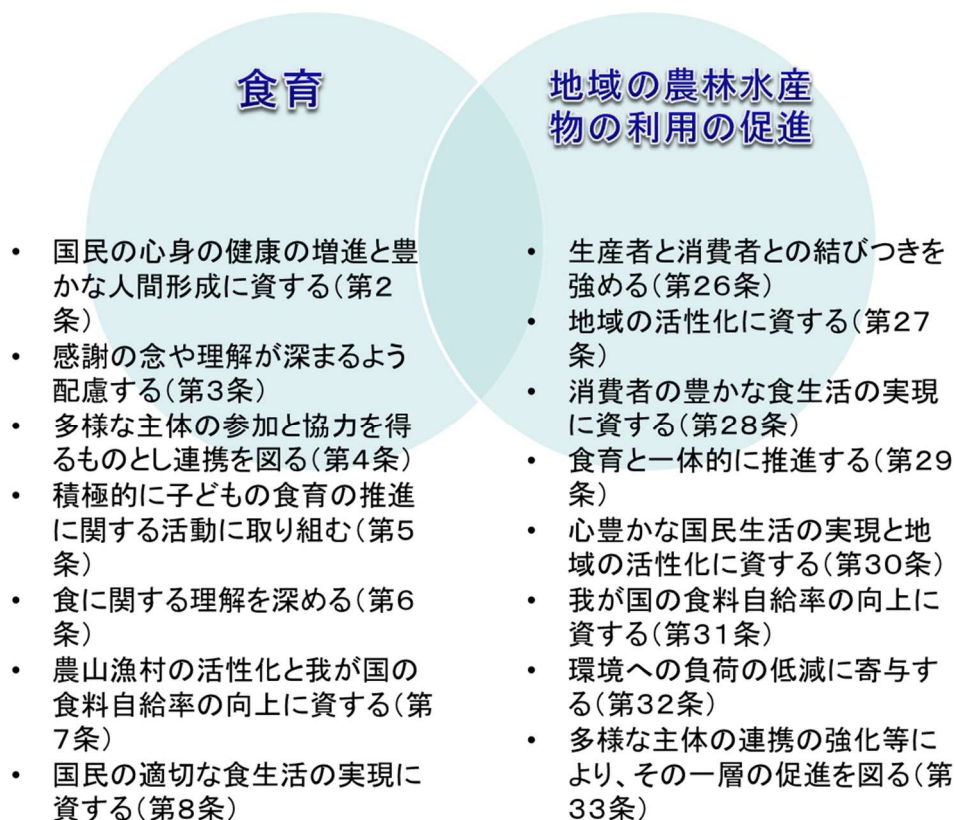
第三十五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の農林水産物の利用の促進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（都道府県及び市町村の促進計画）

第四十一条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、地域の農林水産物の利用の促進についての計画（次項及び次条第二項において「促進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、促進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(参考)「食育」と「地域の農林水産物の利用の促進」について



鳥取県食育推進計画（第4次）

平成20年4月作成 第一次計画（平成20年度～24年度）
平成25年3月改定 第二次計画（平成25年度～29年度）
平成30年3月改定 第三次計画（平成30年度～令和5年度）

鳥取県福祉保健部／子ども家庭部／生活環境部／商工労働部／農林水産部／教育委員会

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地

福祉保健部健康医療局健康政策課（電話）0857-26-7227